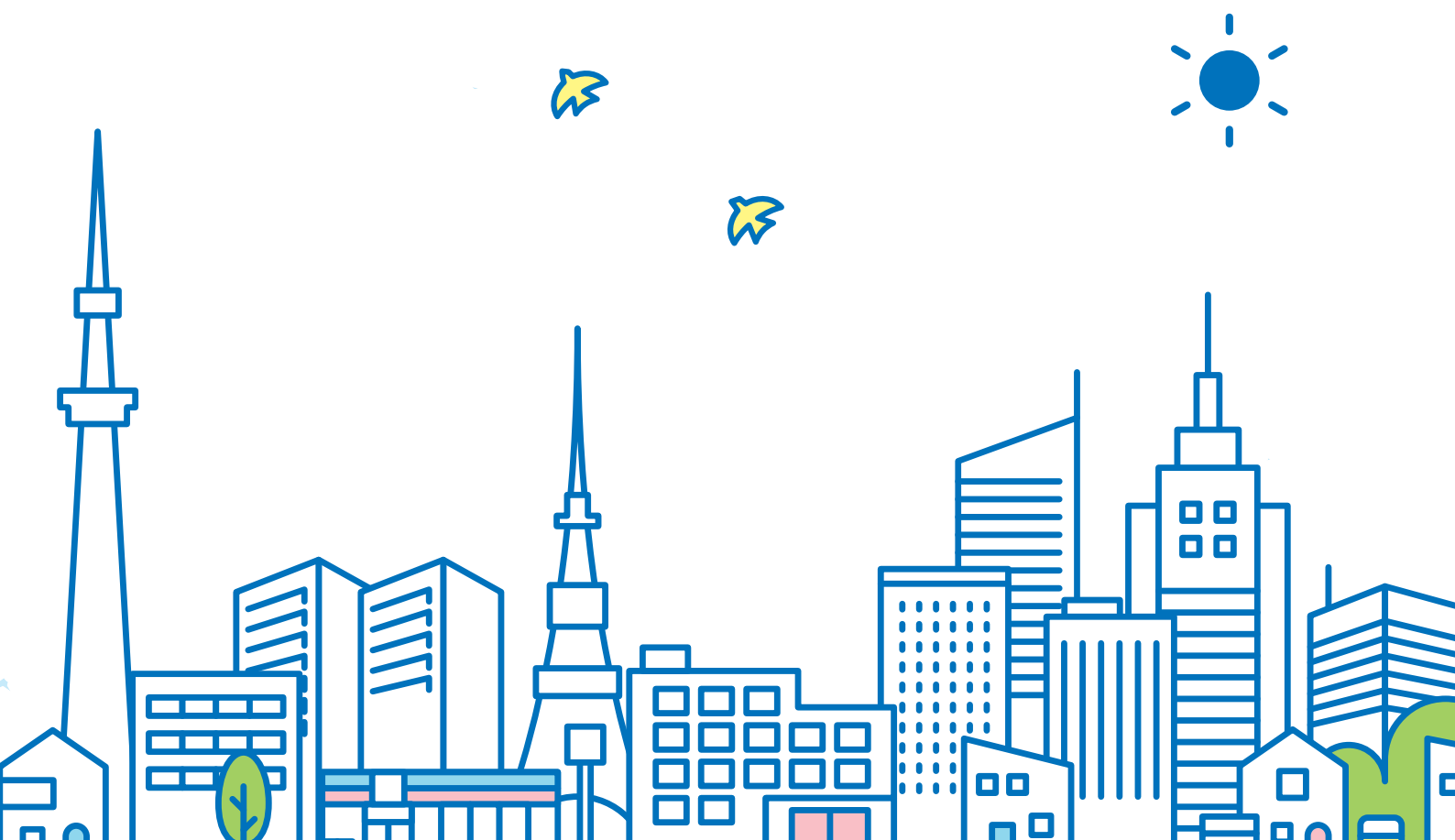

資料編





I

前計画の取組状況

前計画では、5項目の施策と16の取組を定めています。各施策の取組に関する進捗状況と課題は表－I－1のとおりです。なお、取組内容は前計画（令和3年2月）に策定した内容です。また、進捗状況は、令和7年10月現在の状況です。

表－I－1 前計画の取組状況

施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組内容	（1）安定稼働の確保 施設の運営に当たっては、ごみ量・ごみ質の変化に対応した運転・監視を的確に行うとともに、適切な日常及び定期の点検・検査・補修を行います。 また、故障事例などの分析による的確な予防保全を行うなど、保全技術の維持向上に取り組み、故障の少ない安定した施設の稼働に努めます。 さらに、製作に時間を要し、調達が困難な部品を計画的に一括購入し、適切に管理していくことで故障時の早期復旧に努めます。
進捗状況	適切なバンカ管理によるごみの安定した受入れや、ごみ質の均一化とごみ量・ごみ質の変化に対応した運転監視の徹底により、安定燃焼に努めています。 また、設備の定期的な点検・検査を確実にを行うとともに、故障が発生した際に、原因と対策を分析、共有化することで故障の未然防止につなげています。 今後、清掃工場の平均稼働年数の増加・設備の老朽化に伴い、故障に伴う稼働日数や焼却能力の低下が想定されるため、点検・検査の結果に基づく補修と計画的な整備を行い、引き続き故障の未然防止に努める必要があります。 なお、社会情勢の変化から製品等の生産量が減少する傾向にあるため、より一層調達部品の納期の動向を把握するとともに、調達部品の計画的な確保に努め、故障時の早期復旧につなげています。 また、プラスチック資源循環推進法の施行に伴い、プラスチックごみの削減及び有効利用をはじめとした23区が取り組むごみ減量の施策を引き続き注視していきます。
取組内容	（2）収集に配慮した受入体制の確保 ごみの収集運搬の効率等に配慮した搬入先の調整に努めます。 また、日曜搬入や早朝搬入は、引き続き継続していきます。
進捗状況	持込ごみや可燃系残さの搬入が特定の清掃工場に偏らないように調整することで各区の収集運搬の効率に配慮しています。持込業者に対しては、一部の清掃工場において、引き続き早朝時間帯の搬入を受け入れるとともに、年始の受入れや日曜搬入、夜間時間帯の受入れなど、持込事業者の利便性にも配慮しています。 また、震災発生などの有事の対応として、各施設では事業継続計画に沿った「行動マニュアル」を策定し、これに基づき、災害時を想定した各種訓練を実施するなど、受入体制の確保に努めています。



施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組内容	(3) 不適正搬入防止対策 施設への不適正搬入を防止するため、継続して搬入物検査を実施します。悪質な不適正搬入者に対しては、23区及び東京都と連携して搬入指導を強化し、著しく悪質な場合は、清掃一組の規定に基づき、厳正に対応します。 また、水銀含有ごみの不適正搬入を防止するため、引き続き23区及び東京都と連携するとともに、不適正搬入防止啓発用DVDを幅広く活用するなど、啓発活動を進めていきます。
進捗状況	搬入物検査を恒常的に実施することで、不適正搬入の防止・抑制に取り組んでいます。不適物の搬入があった場合、区収集ごみについては、その情報を当該区に共有し、適正な収集運搬の周知徹底を依頼しています。許可業者持込ごみについては、適宜面談を行って改善計画を徴し、その改善計画の履行を確保するため23区と連携して監視を強化するなど、指導し、再発防止を図っています。 令和5年度には、清掃工場に繰り返し搬入不適物を持ち込む等、特に悪質な搬入業者に対し、23区が事業の全部停止命令を出したのに合わせ、清掃一組は持込み停止措置を講じることで、連携して対応しました。 また、令和4年度に発生した水銀含有ごみの不適正搬入による焼却炉停止事故を受け、23区と連携して当該地域の排出事業者を訪問し、注意を促すなど、機会をとらえて啓発を強化しています。 【課題】 水銀含有ごみの搬入による炉停止は、令和3年度から令和7年10月までの間に4件発生しています。さらに、令和5年11月には粗大ごみ破碎処理施設がリチウムイオン電池などの二次電池による火災により停止するなど、新たな危険ごみへの対応も課題となっています。 こうしたごみの混入は、搬入物検査で見つけることが非常に難しく、清掃工場での水際の対策だけでは搬入を防ぐことができません。このため、23区及び東京都と連携し、排出者である区民や事業者に適正な排出を啓発していく必要があります。



施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組内容	(4) 計画的な施設整備の推進 ごみの効率的で安定した全量処理のために必要な焼却余力を確保した上で、清掃工場の現状を踏まえた延命化の検討及び検証、焼却能力のアンバランスの是正、耐用年数等を考慮した計画的な施設整備を確実に推進していきます。
進捗状況	施設整備は、計画どおり令和2年度に江戸川清掃工場、令和4年度に北清掃工場の建替え、令和5年度に中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備工事に着手しています。 また、長寿命化の取組については、令和2年度に港清掃工場の延命化工事に着手し、令和5年3月に完了しました。令和5年度から着手した千歳清掃工場の延命化工事は、令和7年3月に完了しました。 なお、今般のエネルギー価格や建設資材価格の高騰による清掃工場整備事業への影響に対応するため、清掃工場の整備手法に新たにリニューアル工事を導入したこと等に伴い、令和5年3月に施設整備計画を一部見直しています。 【課題】 清掃事業の区移管前に、平成初頭から短期間で多くの清掃工場が整備され、今後は順次建替え時期を迎えます。また、清掃工場の平均稼働年数は増加傾向にあり、今後この傾向が続きます。平均稼働年数の増加に伴う経年劣化の進行により、故障停止日数の増加や焼却能力の低下が想定されます。さらに、ボイラなどの熱回収設備の大型化等により、施設整備時に現在と同じ焼却能力を維持することが難しくなることも想定されます。 将来にわたって安定的な全量処理体制を確保するため、計画的な施設整備を推進していく必要があります。 また、建設資材の高騰や労務単価の上昇の影響により施設整備費も高騰しており、社会環境の変化を踏まえた施設整備を行う必要があります。



施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組内容	(5) ごみ処理技術の動向の把握 A I やビッグデータ解析の I C T 技術を活用した故障の前兆検知技術や焼却の最適化等の焼却技術、焼却処理により発生する二酸化炭素の回収技術のほか、メタン発酵によるバイオガス化など今後展開する可能性のある処理技術等について幅広く調査し、その動向の把握に努めます。
進捗状況	メタンガス化施設は、国も導入を推進しており、令和3年度に佐賀市（佐賀県）、令和4年度に京都市（京都府）、令和5年度に町田市（東京都）、令和6年度に鹿児島市（鹿児島県）の施設調査を実施しています。 また、焼却後の処理残さの資源化技術は、民間事業者から情報収集に努めています。エネルギーの総合的な利用効率向上に向けた調査・検討では、シンポジウムに参加するなど、情報収集に努めるほか、東京ガス株式会社及び東京エコサービス株式会社との「強靱化に資するエネルギーシステム等の共同研究会」にて、エネルギーの利用に関する研究を行いました。 さらに、プラントメーカーとの官民連携によるCO₂回収の技術開発協力として、板橋清掃工場で令和7年3月まで実証確認を行い、現在は、品川清掃工場で実証確認を行っています（令和13年3月までを予定）。 また、東京都が実施する、一般廃棄物等を原料としたS A F 事業化の実現可能性調査にも協力しています。

施策	2 環境負荷の低減
取組内容	(6) 環境保全対策 ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質については、燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備により削減・無害化を図り、環境負荷を可能な限り低減させます。 また、清掃工場から排出される排ガスについては、法令による規制基準値を守るだけでなく、より厳しい自己規制値等を設定して遵守することで、大気汚染防止対策を徹底します。併せて、定期的に測定データをホームページに公表します。
進捗状況	可燃ごみの全量焼却によって、公衆衛生の確保を図るとともに、法令等に基づき、排ガスや排水などの公害防止設備の適正な維持管理を行うことで、環境保全対策を推進しています。 また、清掃工場の排ガスについては、大気汚染防止法などの関係法令を遵守することに加え、より厳しい自己規制値を設けることで、環境保全対策を徹底しています。測定データは、維持管理記録として各施設で公開するほか、定期的にホームページで公表しています。



施策	2 環境負荷の低減
取組内容	(7) 環境マネジメントシステムの活用 環境マネジメントシステムISO14001の確立・維持を図ることで、ごみ処理による環境への影響を自主的に管理し、省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減に継続的に取り組みます。
進捗状況	清掃一組が所管する中間処理施設では、省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減に取り組むため、平成11年度からISO14001に基づく環境マネジメントシステムを導入し、各施設で認証を確立・維持してきました。 その後、システムの導入から20年以上経過し、組織に環境管理のノウハウが十分蓄積したことから、令和6年度から独自の「いちくみ環境マネジメントシステム（いちくみEMS）」に移行することとし、令和5年度に全施設の認証を取り下げました。 いちくみ環境マネジメントシステムでは、環境管理の効率化及び業務との連携強化を推進します。また、「ごみ処理施設の操業に関する自己検査」の中で、安全管理、人材育成及び施設の課題と併せて環境管理が適切に行われていることを確認します。

施策	3 地球温暖化対策の推進																				
取組内容	(8) 熱エネルギーの一層の有効活用 清掃工場の建替えに当たっては、熱エネルギーをより効率的に回収する高効率発電設備を導入するほか、熱供給を継続します。																				
進捗状況	光が丘清掃工場・目黒清掃工場では、高効率発電設備を導入しています。また、現在建替工事中の江戸川清掃工場・北清掃工場においても同様に高効率発電設備を導入するとともに、区施設への熱供給を継続する予定です。 高効率発電設備導入実績 <table><tr><th>工場名</th><th>しゅん工時期</th><th>発電出力</th><th>旧工場発電出力</th></tr><tr><td>光が丘</td><td>令和3年3月</td><td>9,150kW</td><td>4,000kW</td></tr><tr><td>目黒</td><td>令和5年3月</td><td>21,500kW</td><td>11,000kW</td></tr><tr><td>江戸川</td><td>令和9年5月(予定)</td><td>21,030kW</td><td>12,300kW</td></tr><tr><td>北</td><td>令和12年11月(予定)</td><td>20,000kW</td><td>11,500kW</td></tr></table> ※ 江戸川清掃工場・北清掃工場の発電出力は、実施設計値です。	工場名	しゅん工時期	発電出力	旧工場発電出力	光が丘	令和3年3月	9,150kW	4,000kW	目黒	令和5年3月	21,500kW	11,000kW	江戸川	令和9年5月(予定)	21,030kW	12,300kW	北	令和12年11月(予定)	20,000kW	11,500kW
工場名	しゅん工時期	発電出力	旧工場発電出力																		
光が丘	令和3年3月	9,150kW	4,000kW																		
目黒	令和5年3月	21,500kW	11,000kW																		
江戸川	令和9年5月(予定)	21,030kW	12,300kW																		
北	令和12年11月(予定)	20,000kW	11,500kW																		

施策	3 地球温暖化対策の推進
取組内容	(9) 地球温暖化対策への適切な対応 「地球温暖化対策の推進に関する法律」など関係法令等に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守します。 また、余剰電力の有効活用を図り、温室効果ガス排出量を低減させます。
進捗状況	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）の趣旨に基づき高効率発電設備や省エネ機器を導入し、温室効果ガスの排出量の削減に努めた結果、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）が要求する削減目標を達成しました。 また、清掃工場で発電した電力を清掃一組の施設で使用する自己託送制度を導入し、余剰電力を有効活用することで、買電抑制及び温室効果ガス排出量の低減を図っています。
取組内容	(10) その他の環境への取組 清掃工場の建替えに当たっては、省エネルギー対策や構内緑化のほか、建物緑化を進めます。 また、太陽光発電パネル等を設置し、積極的に再生可能エネルギーを活用した発電を進めるとともに、雨水を道路洗浄のための散水等として有効利用します。
進捗状況	現在、建替工事を行っている江戸川清掃工場・北清掃工場では、LED照明などの省エネルギー機器を取り入れているほか、太陽光発電や雨水貯留槽による雨水の有効利用についても計画しています。



施策	4 最終処分場の延命化
取組内容	(11) 焼却灰の資源化 最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の資源化をさらに進め、最終処分量を計画的に削減していきます。そのため、安定した資源化実施体制を確保しつつ、現在取り組んでいる焼却灰のセメント原料化や民間の資源化施設を活用した徐冷スラグ化を進めていきます。 また、新たな焼却灰の資源化技術として、民間施設での焼成砂化の実証確認に取り組み、更なる資源化を進めていきます。
進捗状況	焼却灰のセメント原料化、焼却灰及び飛灰の徐冷スラグ化については、継続実施しています。 また、焼却灰及び飛灰を用いた焼成砂化について、予備調査・実証確認を行い、安全かつ安定的に資源化を実施できることが確認できたことから、令和4年度から本格実施に移行しました。引き続き、焼却灰の資源化を実施し、最終処分量の削減に取り組んでいきます。 【課題】 灰に含まれる水分量が多い搬出元清掃工場の改善や金属等異物の混入対策、荷下ろし時に輸送容器内部に焼却灰が残ってしまう灰の居つきへの対策を進めていきます。 国内外の急激なセメント需要の低下に伴いセメント工場での焼却灰の受入量が減少傾向にあります。 また、燃料費高騰に伴う資源化コスト上昇についても、大きな課題となっています。引き続き、資源化量を確保するため、柔軟に対応していく必要があります。
取組内容	(12) ごみ処理過程での資源回収 不燃ごみの処理過程で発生する鉄・アルミニウムをできる限り回収していきます。 また、今後、新たに整備する中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、可能な限り最終処分量の削減に努めます。
進捗状況	中防不燃ごみ処理センターのアルミニウム回収率については、1.7%（令和3年度実績）、1.1%（令和4年度実績）、1.0%（令和5年度実績）で推移しています。 また、京浜島不燃ごみ処理センターの鉄分回収率については、20.7%（令和3年度実績）、21.0%（令和4年度実績）、19.0%（令和5年度実績）で推移しています。 現在整備している中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、可能な限り最終処分量の削減に努めます。 鉄・アルミニウム以外の金属については、資源市場の動向を注視するとともに、他自治体・民間施設の調査を進めています。



施策	4 最終処分場の延命化
取組内容	(13) 破碎処理残さの最終処分量削減 不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別後の可燃系残さについては、引き続き清掃工場での焼却処理を行い、最終処分量の削減に取り組みます。
進捗状況	不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別後の可燃系残さについては、令和6年度実績では約9万トン焼却処理しています。

施策	5 災害対策の強化
取組内容	(14) 災害等発生時の体制確保 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や震災発生などの有事においては、各種事業継続計画に基づき施設の操業継続や搬入体制の確保に努めます。 また、現在稼働している粗大ごみ破碎処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントは、中防不燃・粗大ごみ処理施設整備後に休止とし、災害発生時の処理に備えます。 なお、災害廃棄物の処理体制については、国・東京都の災害廃棄物対策の検討状況や現在開催されている23区の「災害廃棄物処理対策検討会」の検討結果を踏まえ、必要な対応を図っていきます。
進捗状況	災害発生時の対応の実効性を図るため、「東京二十三区清掃一部事務組合震災等事業継続計画」及び「東京二十三区清掃一部事務組合災害対策マニュアル」を改定しました。 また、本庁及び全施設を対象に防災訓練を行い、職員の危機管理意識及び対応力の向上を図っています。 危機発生時に含まれる感染症等の対策として、運転管理を直営で行っている各工場を対象とした応援者リストを作成しており、当該工場の経験者へ迅速に連絡できるよう備えています。 また、区ハザードマップで台風や豪雨により大規模水害が予想される地域に位置している清掃工場については、個別に行動計画を作成しています。 なお、国の首都直下地震WG、東京都の資源循環施策に関する検討会及び23区の「災害廃棄物処理対策検討会」に参加するなど、情報の把握にも努めています。

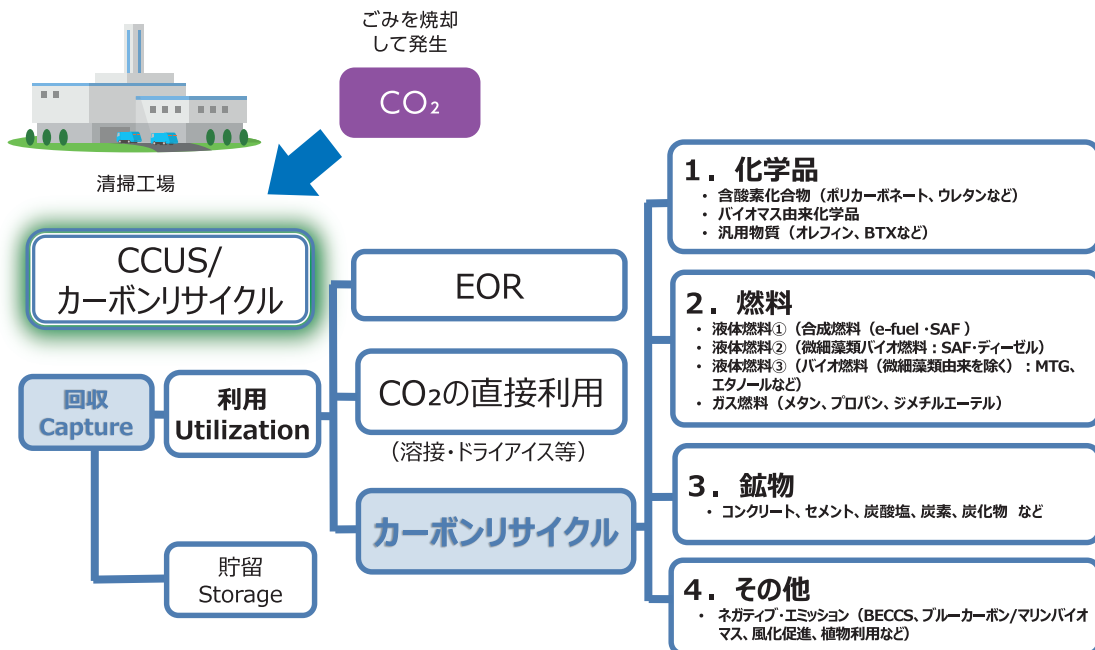


施策	5 災害対策の強化
取組内容	(15) 清掃工場の強靱化 清掃工場の建替えに当たっては、関係法令などに基づいた工場建物の耐震性を確保します。 また、地盤改良や浸水対策等について立地条件を踏まえた計画とするとともに、大地震発生後の迅速な再稼働を可能とする非常用発電装置を設置します。
進捗状況	令和2年度にしゅん工した光が丘清掃工場と令和4年度にしゅん工した目黒清掃工場では、耐震性を確保しています。 また、現在建替工事を行っている江戸川清掃工場・北清掃工場では、耐震性の確保及び浸水防止設備の設置や盛土による浸水対策等を計画しています。 なお、全停電時に焼却炉の再稼働が可能な非常用発電機を設置する計画です。 災害廃棄物対策では、現在開催されている23区の「災害廃棄物処理対策検討会」の検討結果を踏まえ、必要な対応を図っていきます。
取組内容	(16) 地域防災への貢献 区民の安全・安心の向上のため、大規模災害発生時における地域防災への貢献について、清掃工場所在区をはじめ、23区とともに検討を進めます。 東京都と協定を結んでいる救出救助機関及び民間ライフライン機関の活動拠点としての活用についても、必要な環境の整備を推進します。 また、災害時の区等が所有する電気自動車（EV）への電力供給についても、区等と調整を図りながら検討していきます。
進捗状況	現在、建替工事を行っている江戸川清掃工場・北清掃工場において、防災用街路灯や区等が所有する電気自動車（EV）に向けた急速充電器の設置など、大規模災害発生時における地域防災への貢献策を計画しています。 また、東京都と協定を締結し、東京都及び救出救助機関等の関係機関の活動拠点となるよう必要な環境整備を図っています。 今後も地域防災への貢献のため、各区の地域防災計画との整合を図りながら、貢献策の検討を進めていきます。

コラム

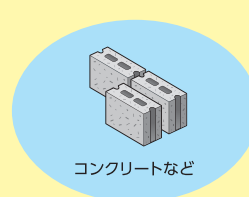
脱炭素に向けた取組（CCUSについて）

CCUSとは、「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略で、工場などから出るCO₂を資源としても捉え、従来の回収・貯留技術に利用技術を合わせた概念のことです。



出典 経済産業省「カーボン技術リサイクルロードマップ」

将来想定される用途



メーカーによる実証確認への協力（CO₂回収技術の実証確認）



板橋

板橋清掃工場の煙突付近にCO₂回収装置を設置し、排ガスの一部を引き抜いてCO₂を回収する技術を実証確認しました。

（実証確認期間：令和6年度の1年間）

品川

品川清掃工場の敷地内にプラント設備を仮設し、排ガス中のCO₂を高濃度化して効率よく回収する技術を実証確認しています。

（実証確認期間：令和6年度から令和12年度までの7年間で予定）



Ⅱ

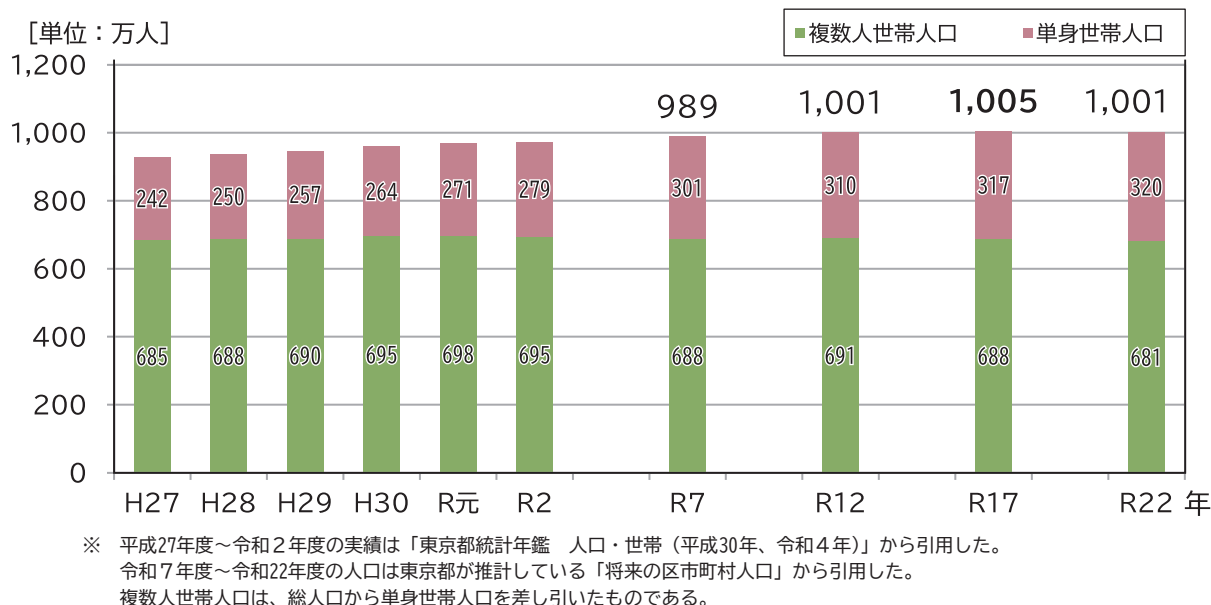
ごみ量推計

1 家庭ごみ量の推計

(1) 人口の推移

23区の人口は、「東京都統計年鑑 人口・世帯（平成30年、令和4年）」及び「東京都区市町村別人口の予測（令和6年3月）」を用いて算出しました。

総人口のピークは、約1,005万人（令和17年）、単身世帯人口のピークは、約320万人（令和22年）であり、複数人世帯人口のピークは約698万人（令和元年）となりました。

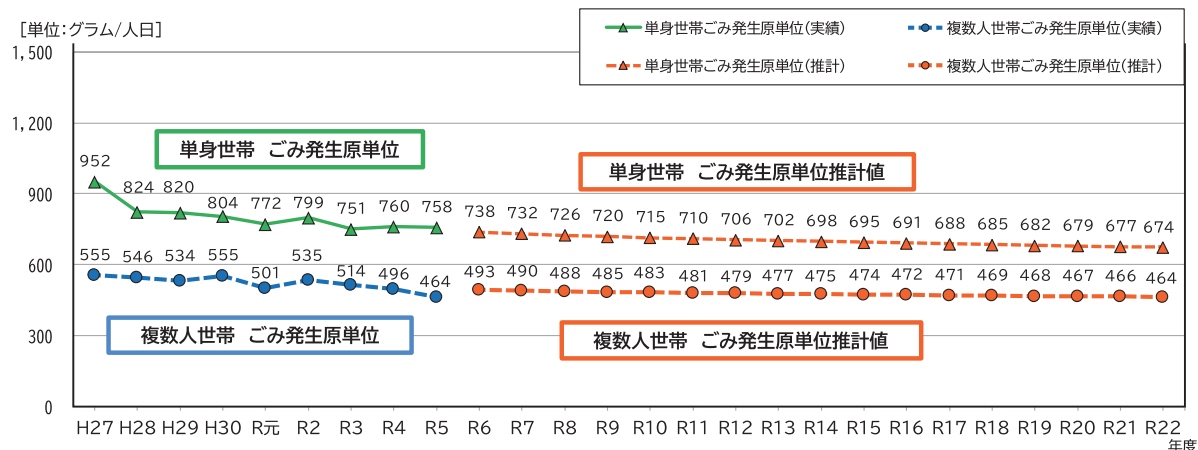


図－Ⅱ－1 総人口及び単身・複数人世帯人口の推移

(2) ごみ発生原単位

家庭ごみ発生量を算出するための複数人世帯及び単身世帯のごみ発生原単位（グラム／人日）は、清掃一組が毎年実施している「ごみ排出原単位等実態調査」（以下「原単位調査」という。）結果の傾向から推計しました。

その結果、複数人世帯、単身世帯ともに減少傾向で推移し、令和22年度には複数人世帯464グラム／人日、単身世帯674グラム／人日となりました。



図－Ⅱ－2 複数人・単身世帯ごみ発生原単位の予測値

(3) 粗大ごみ量

平成27年度以降増加傾向にあり、令和元年度から3年度にかけて大幅に増加しました。これは新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言期間等の影響による人口の流出や断捨離などが言われた時期と重なるため、その影響も考えられます。

令和4年度以降は減少し、新型コロナウイルス感染症の影響前の水準に戻りつつあるため、令和6年度以降は、横ばいで推移するとしています。

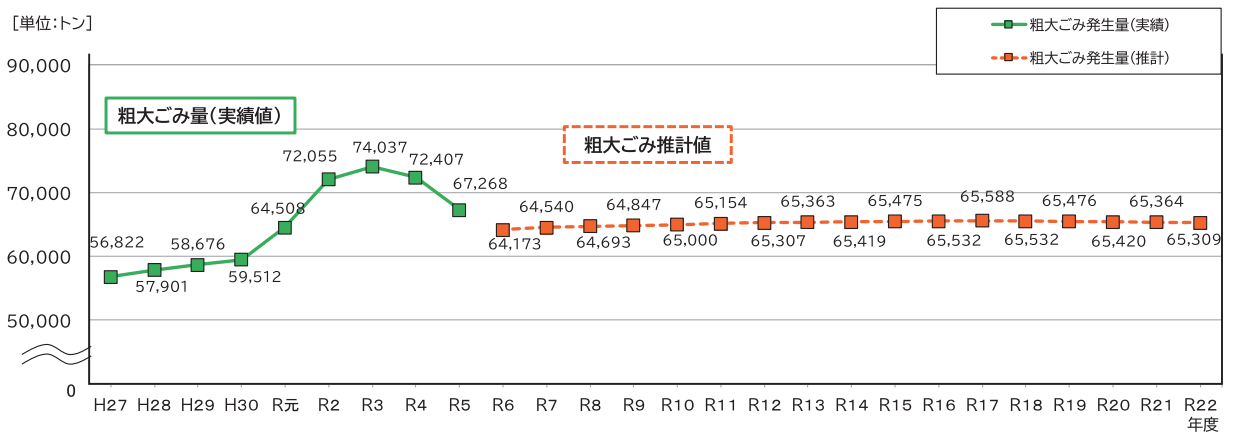


図-Ⅱ-3 粗大ごみ発生量の推計

(4) 資源発生原単位

家庭ごみの排出抑制量を算出するための複数人世帯及び単身世帯の資源発生原単位は、原単位調査結果の傾向から、緩やかに減少する推計となりました。

今後、令和12年度までは、各区のプラスチック分別収集が段階的に拡大することによる増減がある中ほぼ横ばいに推移するものの、それ以降は資源を含めたごみ発生原単位の予測値の影響から、減少傾向を見込んでいます。なお、令和13年度以降は、東京都のカーボンハーフに向けた取組により、プラスチック分別収集が完全実施されると想定し、その分別収集量を上乘せしています。

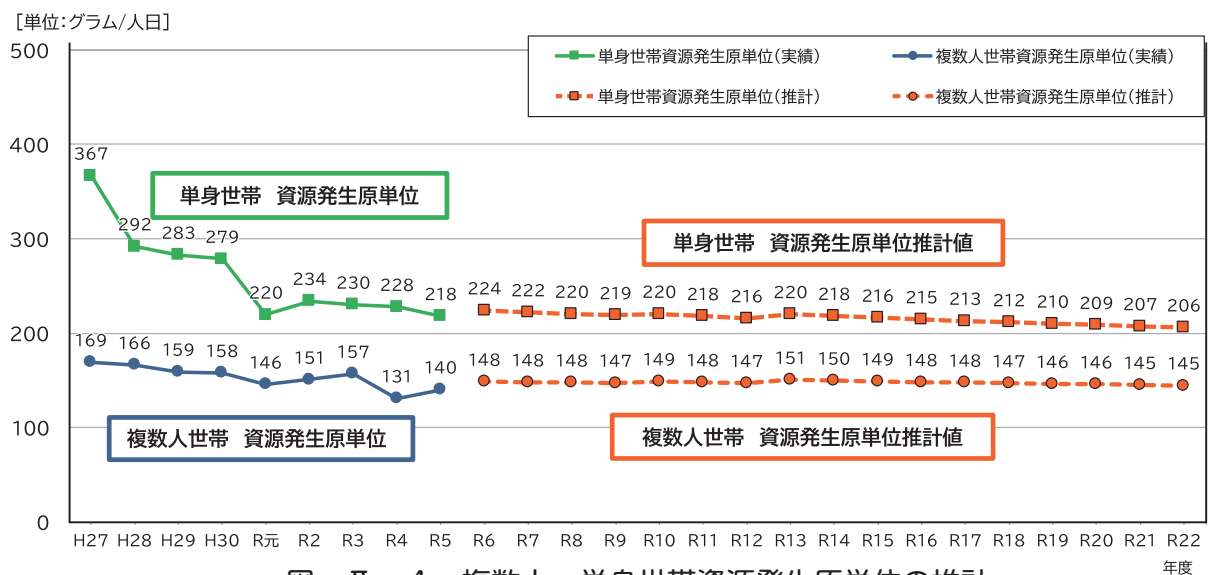
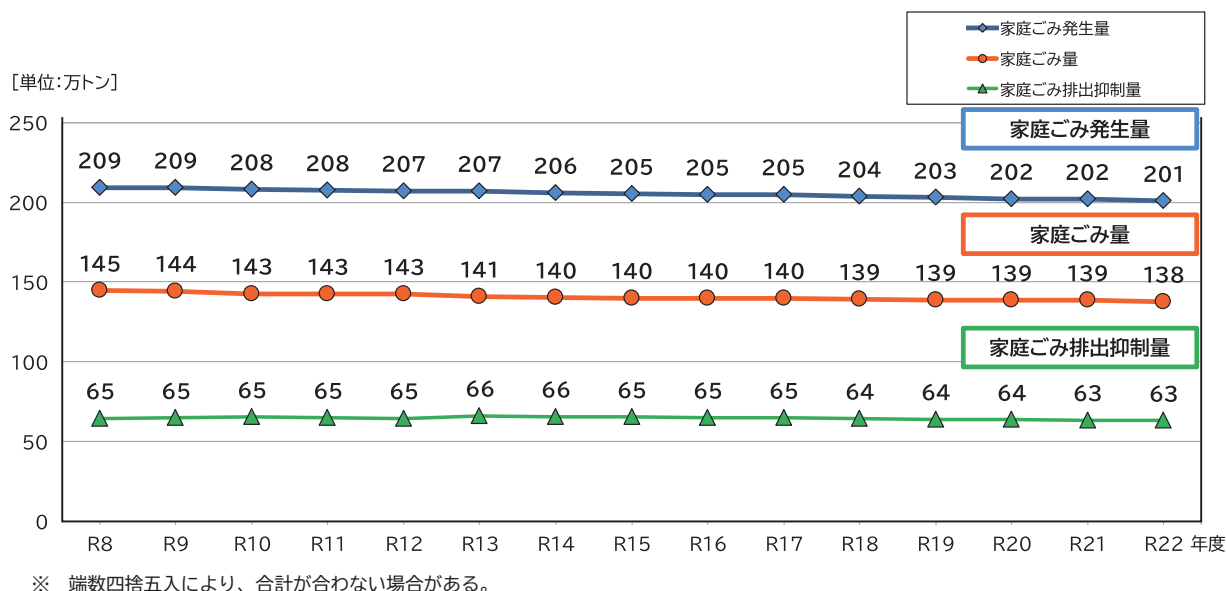


図-Ⅱ-4 複数人・単身世帯資源発生原単位の推計



(5) 家庭ごみ量の推計結果

ごみ発生量から排出抑制量を差し引いた家庭ごみ量は、人口が令和17年度まで増加するものの、令和8年度以降のごみ量は緩やかに減少する傾向にあるため、令和22年度には138万トンになると推計しています。



図－Ⅱ－５ 家庭ごみ量の推計

コラム

人口が増えていくのに家庭ごみ等は減っていく見込みなの？

東京23区域の人口は、令和17年度の約1,005万人まで増加し続ける予測ですが、1人1日当たりのごみ排出量は単身・複数人世帯ともに減少傾向にあり、家庭ごみは減少する推計となりました。

23区各区によるプラスチック資源回収の取組も順次拡大の見通しですが、家庭ごみ排出抑制量（資源回収量等）は減少傾向を見込んでいます。今後人口増加の局面においても資源を含めたごみ発生量そのものが減少する傾向であるため、家庭ごみ量は減少する推計となっています。

分別・資源回収（リサイクル）ももちろん大事だけど、そもそもお家から出すごみ量を減らしていく意識（リデュース・リユース）が何より大事なんだにゃ。



2 事業系ごみ量の推計

(1) 都内総生産と事業系ごみ発生量との相関

事業系ごみは事業者又は一般廃棄物処理業者が直接搬入する持込ごみと区収集の事業系ごみに分けられ、その多くを持込ごみが占めています。

事業系ごみ発生量は、都内総生産と密接な関係があります。このことを踏まえ、過去の都内総生産と事業系ごみ量実績から回帰分析を行うことで、事業系ごみ発生量を推計しました。都内総生産の長期推計に当たっては、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」におけるGDP成長率と都内総生産の実績を用いて回帰分析を行いました。

分析の結果、事業系ごみ発生量は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、経済回復に伴って緩やかに増加していくものの、新型コロナウイルス感染症が流行する以前よりは下回るものと推計しました。

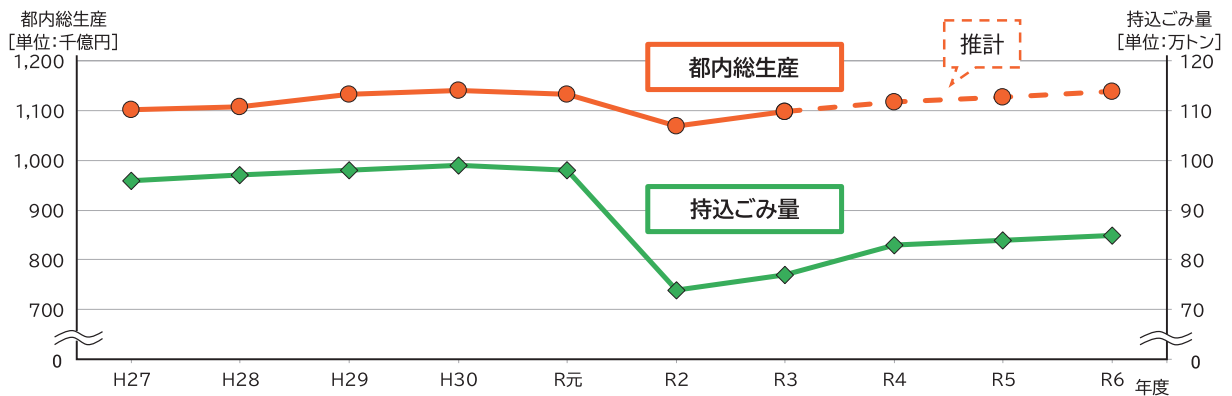


図-Ⅱ-6 都内総生産と持込ごみ量

表-Ⅱ-1 都内総生産の長期推計

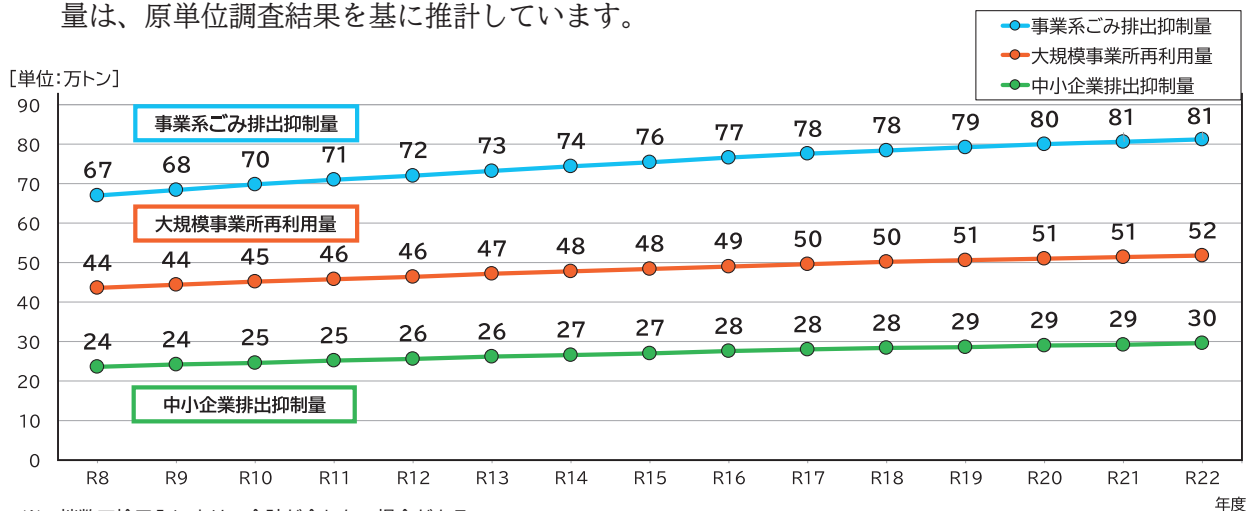
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
都内総生産(実績・千億円)	1,101	1,108	1,132	1,141	1,132	1,069	1,098
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
都内総生産(予測・千億円)	1,117	1,128	1,138	1,152	1,160	1,167	1,174
実質GDP成長率(%)	1.7	1	0.9	1.2	0.7	0.6	0.6
年度	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
都内総生産(予測・千億円)	1,179	1,185	1,191	1,196	1,201	1,206	1,209
実質GDP成長率(%)	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3
年度	R18	R19	R20	R21	R22		
都内総生産(予測・千億円)	1,213	1,215	1,218	1,220	1,221		
実質GDP成長率(%)	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1		

※ 令和3年度までの都内総生産は「都民経済計算年報(令和3年・東京都)」を参照し、令和4年度から15年度までは「中長期の経済財政に関する試算(令和6年7月・内閣府)」のGDP成長率(ベースライン)により算出し、令和16年度以降は「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(令和6年7月・厚生労働省)」により算出した。



(2) 事業系ごみ排出抑制量

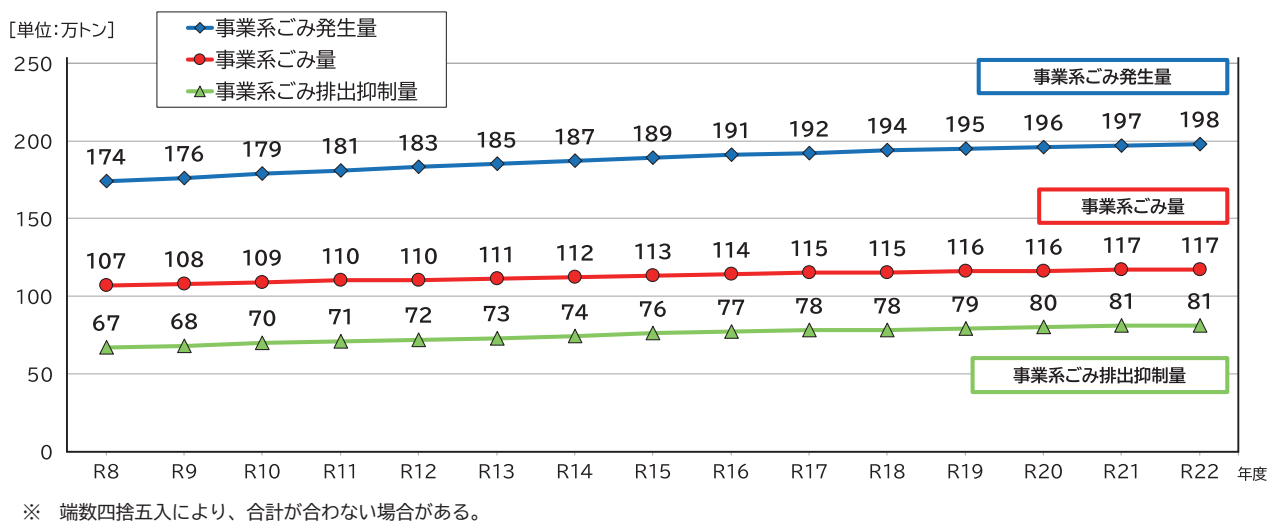
事業系ごみの排出抑制量は、大規模事業所の再利用量と中小規模事業所の排出抑制量からなります。大規模事業所の再利用量は、23区が集計した再利用計画書、中小規模事業所の排出抑制量は、原単位調査結果を基に推計しています。



図－Ⅱ－7 事業系ごみ排出抑制量の推計

(3) 事業系ごみ量の推計結果

推計した結果、事業系のごみ量は都内総生産の増加に伴い緩やかに増加し、令和22年度に117万トンになると推計しています。



図－Ⅱ－8 事業系ごみ量の推計

コラム カーボンニュートラルを目指して ②

ごみを燃やす時に CO_2 が出るから清掃工場がゼロカーボンシティの実現をじゃましているのだガオー!?



ごみを燃やす時に出る CO_2 は、ごみが出された区のものとして扱う※にや。

※出典：環境省ホームページ「自治体排出量カルテ」

ごみが出された区の CO_2 になるんだね。でも CO_2 の排出を抑えるには、ごみを燃やさずに埋立てたらいいんじゃない?



ごみをそのまま埋立てると、 CO_2 よりも温室効果が28倍も高いメタンガスなどが発生したり、最終処分場がすぐに埋まってしまうなどの問題もあるにや。

ゼロカーボンシティを実現するためにも、みんなでごみを減量することが大事だね！
教えてくれてありがとう、キャット兄さん。



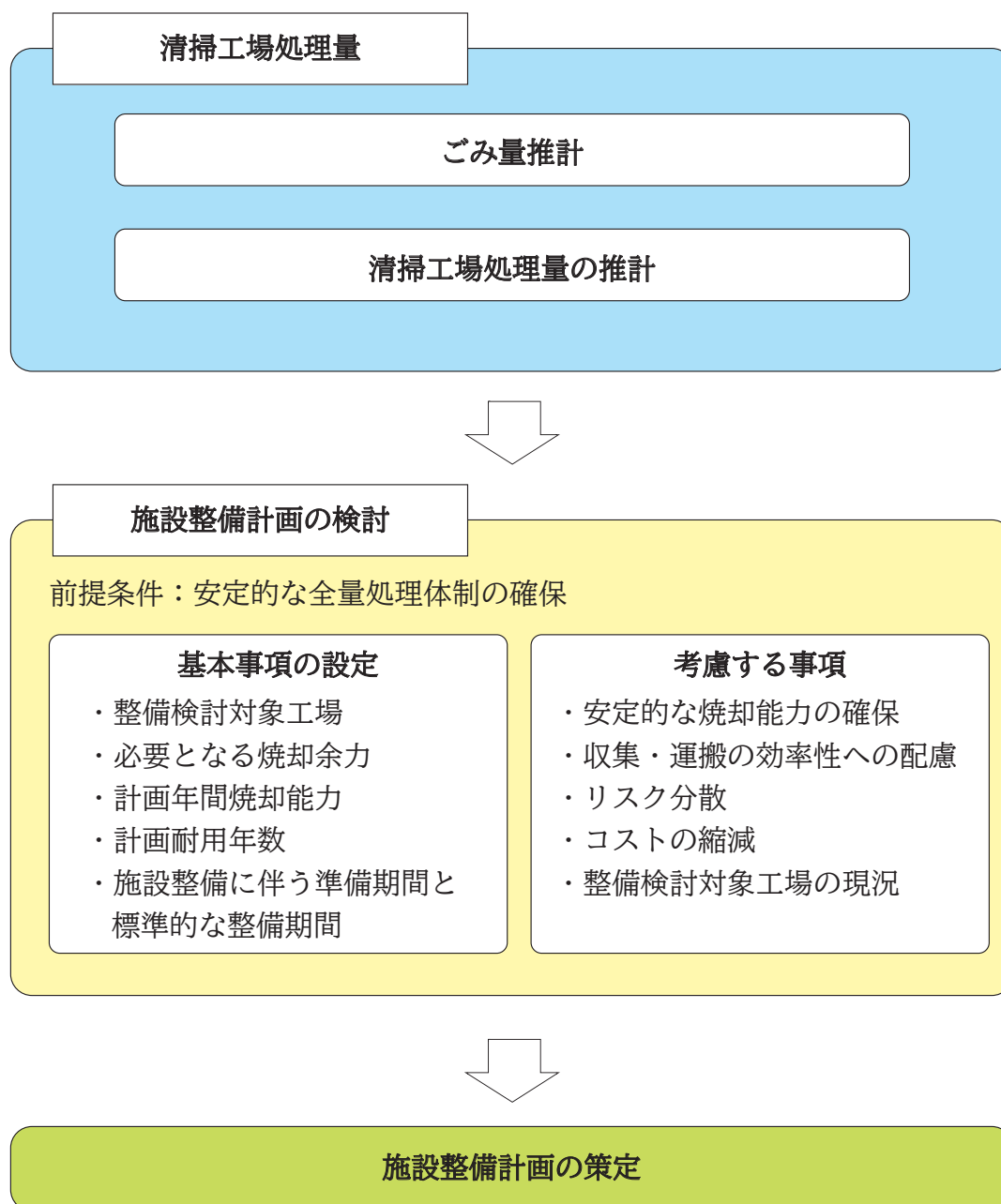


Ⅲ

清掃工場の施設整備

1 施設整備計画の策定方法

施設整備計画は、安定的な全量処理体制の確保を前提に、ごみ量推計から算出した清掃工場処理量や計画に必要な基本事項を設定した上で、安定的な焼却能力の確保や収集・運搬の効率性への配慮などの基本的な考え方及び施設の現況を踏まえて策定します。施設整備計画策定までの流れは、図－Ⅲ－１のとおりです。



図－Ⅲ－１ 施設整備計画策定までの流れ

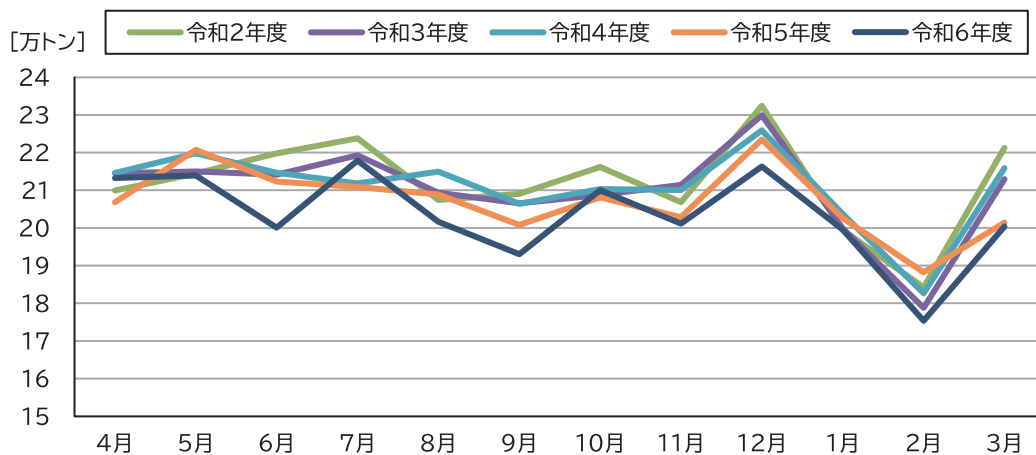
2 必要となる焼却余力

(1) 焼却余力の考え方

清掃工場処理量は、図－Ⅲ－2に示すとおり年間を通じて変動があります。年末年始などには、年間の月平均を大きく上回るごみが排出されます。

そのため、清掃工場の焼却能力が年間の平均ごみ量を処理する程度しか確保できていない場合は、季節による変動のピーク時にごみを処理することができなくなります。

したがって、清掃工場の焼却能力は年間の清掃工場処理量に対し、ある程度の余力を備えておかねばなりません。この余力が「必要となる焼却余力」です。



図－Ⅲ－2 過去5年間の月別清掃工場処理量

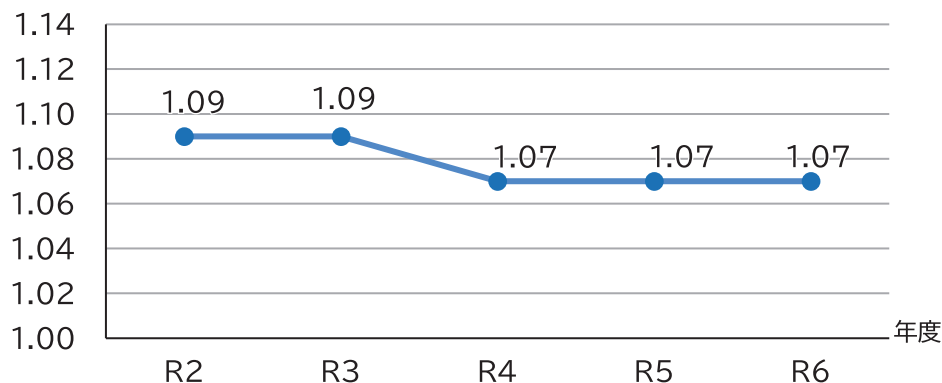
(2) 必要となる焼却余力の設定

ごみ量の季節における変動を月単位で算出したものを月変動係数※といい、その最大のものを最大月変動係数といいます。施設整備計画の策定に当たっては、計画期間を通して安定した全量処理体制を確保する必要があるため、「必要となる焼却余力」は最大月変動係数から設定します。

最大月変動係数の過去5年間の推移を図－Ⅲ－3に示します。最大月変動係数は1.09(令和2、3年度)であるため、本計画における必要となる焼却余力は9%と設定します。

※ 月変動係数 = (月間清掃工場処理量) ÷ (その年の年間月平均清掃工場処理量)

[最大月変動係数]



図－Ⅲ－3 最大月変動係数の推移

必要となる焼却余力 (%)

= 過去5年間の最大月変動係数の最大値 = 9%



(3) 各年度の焼却余力の算出

施設整備計画を策定するに当たっては、安定的な全量処理体制を確保するため、各年度の焼却余力を、最低限「必要となる焼却余力である9%以上」にする必要があります。

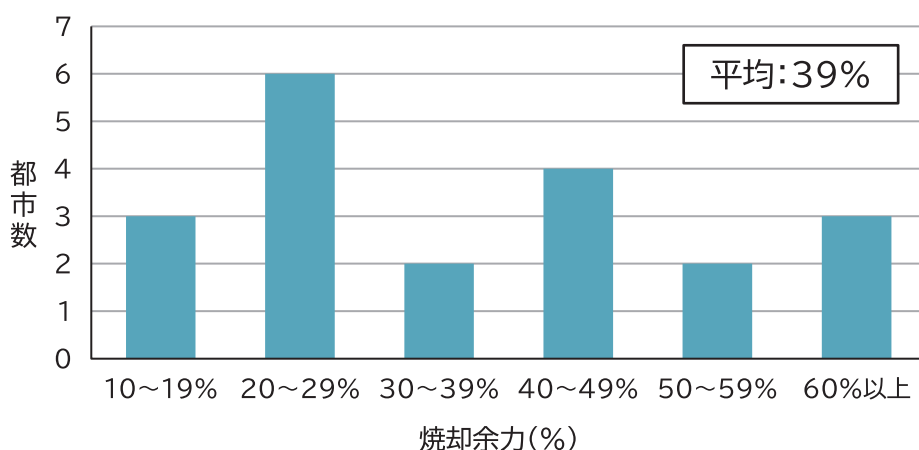
本計画では、施設整備計画における各年度の焼却余力は、計画年間焼却能力と年間のごみ量から算出します。

【焼却余力算出式】

$$\text{焼却余力 (\%)} = \frac{\text{計画年間焼却能力} - \text{年間のごみ量}}{\text{年間のごみ量}} \times 100$$

【政令指定都市における焼却余力の試算】

政令指定都市20市（平均所有炉数：8炉）において、計画稼働日数を清掃一組と同じと仮定して、施設全体の定格焼却能力と年間処理量実績から試算した令和5年度の焼却余力は図－Ⅲ－4のとおりであり、全体平均は39%となっています。



※ 「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省 令和5年度) より作成。

※ 政令指定都市の焼却余力は、「施設全体の定格焼却能力」に281日をかけた値と「年間処理量実績」の値の差を「年間処理量実績」の値に対する百分率で算出。

図－Ⅲ－4 政令指定都市の焼却余力

(4) ごみバンカ容量について

ごみバンカの十分な容量を確保できればごみ量の季節における変動や故障停止の対応に寄与できますが、多くの清掃工場では、設計容量（4日程度）に対し、通常2日から3日以上貯留されているので、実質的な余裕はほとんどありません。このため、建て替える工場については、立地上の制限やコスト面での課題があるものの、可能な範囲でバンカ容量を確保しておく必要があります。

3 計画年間焼却能力

計画年間焼却能力は、清掃工場の1日当たりの焼却能力と計画年間稼働日数により算出します。算出式は次頁のとおりです。

計画年間焼却能力 (トン/年)

= 全清掃工場の1日当たりの焼却能力合計 (トン/日) ※ × 計画年間稼働日数

※ 清掃工場の1日当たりの焼却能力 (トン/日)

= 定格焼却能力 × 稼働年数に応じた焼却率

(1) 焼却能力

施設整備計画策定における清掃工場の1日当たりの焼却能力は、一部の清掃工場でごみの発熱量上昇に伴う焼却量調整や、稼働年数が20年を超える工場の増加に伴う設備の経年劣化の影響による焼却能力の低下が、実績として見受けられるようになってきたことから、本計画では、実績値による稼働年数に応じた焼却能力の低下を考慮します。

定格焼却能力に対する実績の焼却量の割合を「実績処理率」といい、本計画では、平成12年度から令和6年度までの実績を基に算出しています。稼働年数に応じた平均の実績処理率の推移を図-Ⅲ-5に示します。

[処理率 単位:%]

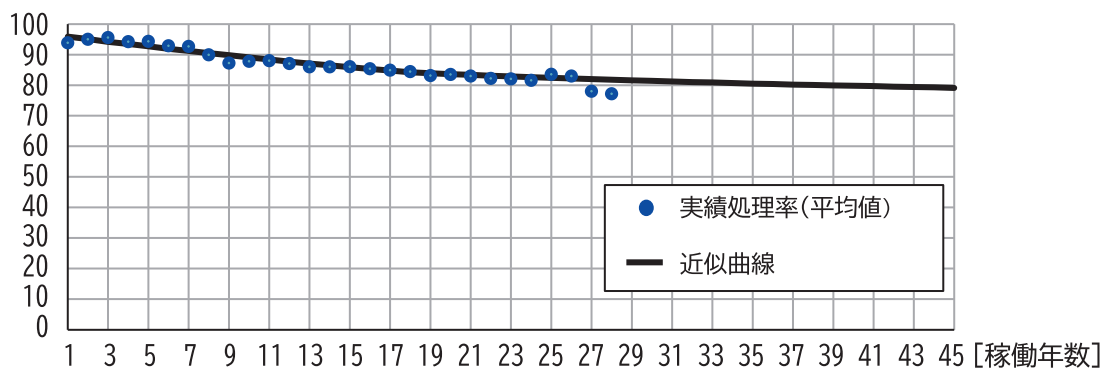


図-Ⅲ-5 実績処理率の推移

図-Ⅲ-5の近似曲線を稼働1年目の値が100%となるように補整したものが図-Ⅲ-6であり、これを「稼働年数に応じた焼却率」として用います。10年で約93%、20年で約88%、30年で約85%に低下すると見込んでいます。

本計画では、定格焼却能力に「稼働年数に応じた焼却率」を掛けて、焼却能力を算出します。

なお、稼働年数に応じた焼却率については、今後のプラスチック分別収集の促進に伴うごみ発熱量の影響等による、実績処理率の変化を注視しながら見直していきます。

[焼却率 単位:%]

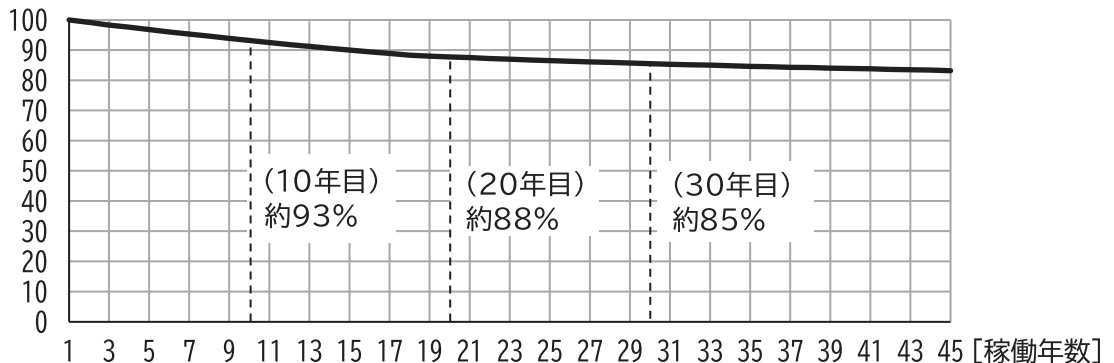


図-Ⅲ-6 稼働年数に応じた焼却率



(2) 計画年間稼働日数

計画年間稼働日数は、計画停止日数と故障停止日数を踏まえて以下のとおり281日とします。

計画年間稼働日数

= 暦日数 - 計画停止日数 - 故障停止日数

= 365日 - 73日 - 11日 = 281日

ア 計画停止日数

プラントを適切に維持管理するためには、計画的な点検・補修が必要です。

計画停止日数とは、その計画的な点検・補修として焼却炉を長期間停止させて行っている定期点検補修と中間点検に要する日数です。本計画では、過去5年間の実績を基に、その平均値から計画停止日数を73日と設定します。

図-Ⅲ-7に過去5年間の定期点検補修及び中間点検の実績を示します。

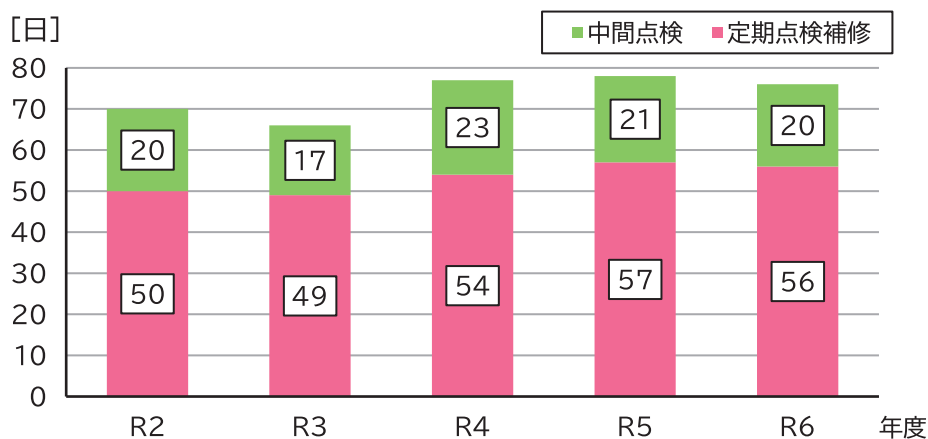


図-Ⅲ-7 定期点検補修及び中間点検の実績

イ 故障停止日数

プラントの予期せぬ故障は、適切に維持管理を行っていても全てを防ぐことはできません。

そのため、中長期的な計画を策定するに当たっては、故障による焼却炉停止日数をある程度見込んでおく必要があります。本計画では、過去5年間の実績を基に、その平均値から故障停止日数を11日間と見込みます。図-Ⅲ-8に過去5年間の故障停止日数の実績を示します。

なお、清掃一組の清掃工場は平均の稼働年数が20年を超えており、今後、故障停止日数が増加していくことが懸念されます。

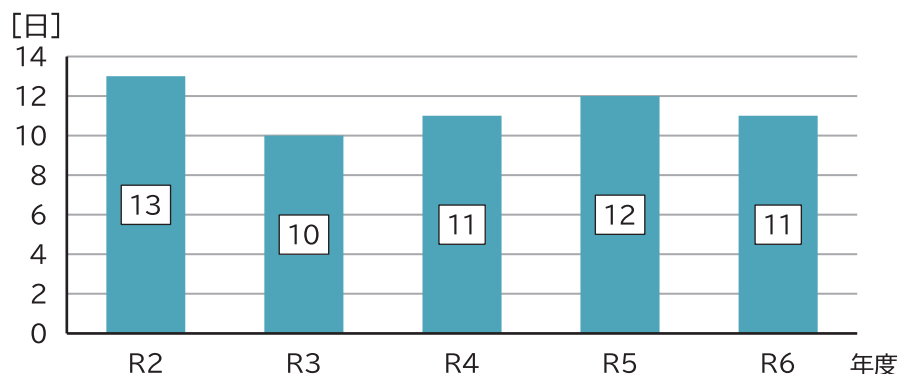


図-Ⅲ-8 故障停止日数の実績

4 整備に伴う準備期間と標準的な整備期間

清掃工場の整備に伴う準備期間と標準的な整備期間は、以下のとおりです。

(1) 建替工事、リニューアル工事に伴う準備期間

清掃工場の建替工事を実施する際には、建替計画や環境影響評価等の各種手続が必要です。各種手続は、工事着手の約5年前に開始します。

	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	工事着工 年度	工事中	しゅん工後 1年間
計 建 画 替	建替計画の策定							
環 境 手 影 統 響 評 価	調査計画書の作成	審議会	現況調査・評価書案の作成	住民説明会 審議会	評価書の作成		事後調査 (工事中)	事後調査 (稼働中)
契 約 ・ 工 事				契約手続(総合評価落札方式)		建替工事		

※ 都市計画法に定める事項に変更が生じた場合は、別途都市計画決定手続を行う。

図－Ⅲ－9 建替計画及び環境影響評価手続の工程表の例

なお、建替工事、リニューアル工事の着工前には、ごみバンカに溜まったごみ等を完全に除去するための休止前清掃を行います。ごみバンカの清掃のほか、灰バンカに溜まった灰の清掃、薬剤貯槽内の残留薬剤の抜き取り、設備機器内の油の抜き取り等を行います。

これらの作業は、最後のごみ搬入を終えて焼却炉を停止した後に開始し、完了するまでに数か月から半年程度の期間を要します。

(2) 標準的な整備期間

ア 建替工事

施設整備スケジュールにおける各工場の建替工事の期間は、標準工期で表します。

標準工期とは、清掃工場の施設規模に応じた標準的な大きさの清掃工場を建て替えた際に必要となる工期です。本計画では、建設業における「改正労働基準法」の適用や、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正等を踏まえた、工事における4週8休の確保、猛暑による作業不能日の考慮を含め、表－Ⅲ－1のとおりとします。

なお、実際の建替工事に必要な期間は、土地の形状や敷地面積などの諸条件を踏まえた上で個別の建替計画により決定します。

表－Ⅲ－1 建替工事の標準工期

施設規模	標準工期
600トン／日	96か月
900トン／日	103か月



イ リニューアル工事

リニューアル工事に必要となる工期は、既存の建物を再利用するため、建替工事よりも短縮されることが期待されますが、まだ清掃一組におけるリニューアル工事の実績がないことから、具体的な標準工期は今後検討していきます。

なお、実際のリニューアル工事に必要な期間は、当該施設の諸条件を踏まえた上で、個別のリニューアル計画により決定します。

ウ 延命化工事

延命化工事に要する標準的な焼却炉停止期間は、1 炉当たり 6 か月程度とし、整備期間は施設規模に応じて 2 年から 4 年を要します。

5 整備検討対象工場の現況

本計画において整備の検討対象となる 14 工場（15 施設）の現況を表Ⅲ－2 に示します。

各清掃工場で経年劣化が進行していますが、多くの清掃工場では定期点検補修等により一定の機能を維持しているため、延命化工事の実施によりプラントの耐用年数の延伸を図ります。

しかしながら、一部の清掃工場では、ごみの発熱量上昇に伴い、燃烧室やボイラの温度管理上、焼却量を調整して操業しています。

一方、プラント更新工場（既存建物を再利用する工法を採用し灰溶融設備を併設して整備した清掃工場）は、計画期間内に建物の経過年数が 50 年を超過し、建物の耐用年数である 60 年に達する工場もあることから、優先的に建替工事を行うこととします。

表－Ⅲ－２ 整備検討対象工場の現況一覧（１）

		有明	千歳	新江東	港	豊島	渋谷	中央
定格焼却能力 （施設規模）		400トン／日 （200トン×2炉）	600トン／日 （600トン×1炉）	1800トン／日 （600トン×3炉）	900トン／日 （300トン×3炉）	400トン／日 （200トン×2炉）	200トン／日 （200トン×1炉）	600トン／日 （300トン×2炉）
プラント経過年数 （令和7年度時点）		30年	30年	27年	27年	26年	24年	24年
建物経過年数 （令和7年度時点）								
（令和7年度 施設の現況 時点）	建物	防水層の劣化から漏水がある。	全体的に経年劣化がある。	躯体に劣化が生じている。 外壁にひび割れがある。	全体的に経年劣化がある。	全体的に経年劣化がある。	全体的に経年劣化がある。	外壁にひび割れがある。 防水層に一部劣化がある。
	プラント	主に以下の設備に劣化がある。 【清掃工場】 ・プラント設備全体 【管路】 ・分離機 ・計量装置	主に以下の設備に劣化がある。 ・給じん設備 ・集じん設備 ・ボイラ設備 ・蒸気復水設備	プラント設備全体に劣化がある。	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・ボイラ設備 ・煙道設備 ・電気設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・給じん設備 ・ボイラ設備 ・灰処理設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・ボイラ設備 ・電気設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・給じん設備
	特筆すべき稼働状況	—	設備の維持管理上、ボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ボイラの温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ろ過式集じん機の差圧管理値超過抑制及びボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ろ過式集じん機の差圧管理値及びろ過式集じん機入口温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	—
所見	建物、プラントともに経年劣化が進行しており、長期間の機能維持のためにはさらなる設備改修の検討が必要である。 ※平成30年度、令和元年度において延命化工事による大規模改修を実施している。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復にはさらなる設備改修の検討が必要である。 ※令和5、6年度において延命化工事による大規模改修を実施している。	建物、プラントともに経年劣化が進行しており、機能維持のための設備改修が必要である。 ※令和7～10年度において延命化工事による大規模改修を予定している。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復にはさらなる設備改修の検討が必要である。 ※令和2～4年度において延命化工事による大規模改修を実施している。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。	



表－Ⅲ－２ 整備検討対象工場の現況一覧（２）

		板橋	多摩川	足立	品川	葛飾	大田（新）	大田第一	練馬
定格焼却能力 （施設規模）		600トン／日 （300トン×2炉）	300トン／日 （150トン×2炉）	700トン／日 （350トン×2炉）	600トン／日 （300トン×2炉）	500トン／日 （250トン×2炉）	600トン／日 （300トン×2炉）	600トン／日 （200トン×3炉）	500トン／日 （250トン×2炉）
プラント経過年数 （令和7年度時点）		23年	22年	21年	20年	19年	11年	29年	10年
建物経過年数 （令和7年度時点）		51年	52年	48年	52年	49年		36年	
（令和7年度時点） 施設の現況	建物	躯体の一部に軽度の劣化がある。 防水層の劣化から漏水がある。	全体的に経年劣化がある。	全体的に経年劣化がある。	全体的に経年劣化がある。	躯体の一部に軽度の劣化がある。 外壁にひび割れがある。 防水層の劣化から漏水がある。	躯体の一部に軽度の劣化がある。	躯体の一部劣化がある。 外壁にひび割れがある。	防水層に一部劣化がある。
	プラント	主に以下の設備に劣化がある。 ・給じん設備 ・煙道設備 ・ボイラ設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・ボイラ設備 ・灰処理設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・ボイラ設備 ・集じん設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・灰処理設備 ・ボイラ設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・灰処理設備 ・ボイラ設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・電気設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・灰処理設備 ・ボイラ設備
	特筆すべき稼働状況	設備の維持管理上、ろ過式集じん機の差圧管理値超過抑制及びボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ろ過式集じん機の差圧管理値超過抑制及びボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	—	設備の維持管理上、焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	—	設備の維持管理上、ボイラの温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	—
所見		建物については経過年数が50年に達しているため、補修の頻度が多くなっているものの適宜対応を行い概ね維持できている。 プラントは経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物については経過年数が50年を超えているため、補修の頻度が多くなっているものの適宜対応を行い概ね維持できている。 プラントは経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物については経過年数が40年を超えているため、補修の頻度が多くなっているものの適宜対応を行い概ね維持できている。 プラントは経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物については経過年数が50年を超えているため、補修の頻度が多くなっているものの適宜対応を行い概ね維持できている。 プラントは経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物については経過年数が40年を超えているため、補修の頻度が多くなっているものの適宜対応を行い概ね維持できている。 プラントは経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 ※平成25年度に休止していたが、令和元年度より再稼働のための再整備工事を実施し、令和2年度に1炉再稼働、令和4年度に2炉を再稼働させている。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。

6 清掃工場の稼働年数の推移

清掃工場の稼働年数は年々増加傾向にあり、令和9年度以降、稼働年数25年以上の工場が半数を占める状況が続きます。平均稼働年数も同様に年々増加傾向にあります。今後もこの傾向が続くことから、焼却能力の低下などの経年劣化による影響は無視できない状況となっています。

このことから、稼働年数を重ねた清掃工場の状況を引き続き注視していくとともに、本計画では計画年間焼却能力の算出において、経年劣化による焼却能力の低下を考慮しています。

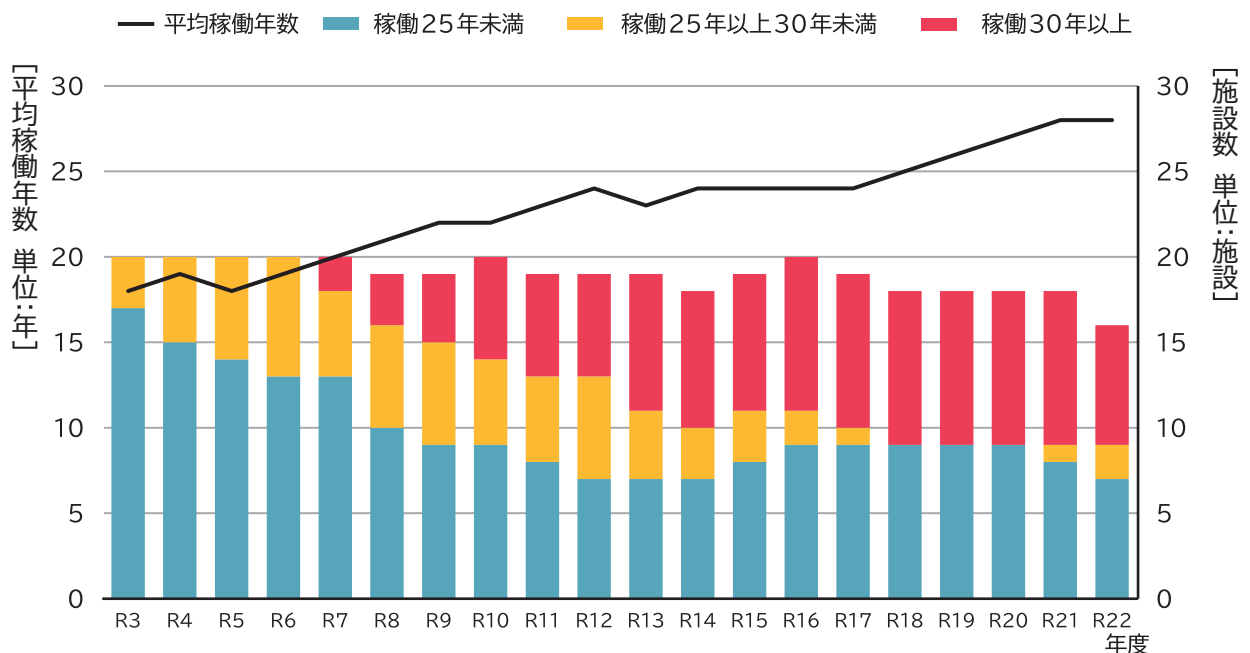


図-Ⅲ-10 清掃工場の稼働年数の推移

7 施設規模の平準化と安定的な焼却能力の確保

現在稼働している清掃工場の多くは、平成12年度の清掃事業の区移管に際して、平成9年12月に東京都が作成した「東京スリムプラン21」を継承するとして、それに基づき短期間に整備されました。

今後多くの清掃工場が順次プラント及び建物の耐用年数を迎えます。しかし、現状のごみ量では、必要となる焼却能力を確保しつつ、全ての清掃工場をプラント及び建物の耐用年数以内に整備することは、延命化工事やリニューアル工事の実施も含めた整備時期の調整だけでは困難です。

また、現状は清掃工場ごとの施設規模にも大きな格差があるため、焼却能力の大きい清掃工場を整備する際に、同等の焼却能力を既存の清掃工場で補うことは困難です。

こうしたアンバランスの是正に向けて、建替え時期の分散化や各工場の施設規模の平準化を図る必要があることから、本計画ではプラント更新工場の施設規模の見直しを検討しました。

(1) これまでの施設整備の経緯

清掃工場をしゅん工年度でグループ化すると図-Ⅲ-11のようになります。可燃ごみの全量処理を達成するため、平成7年度から13年度の間10工場、施設規模にして6,700トン/日が集中的に整備されました。

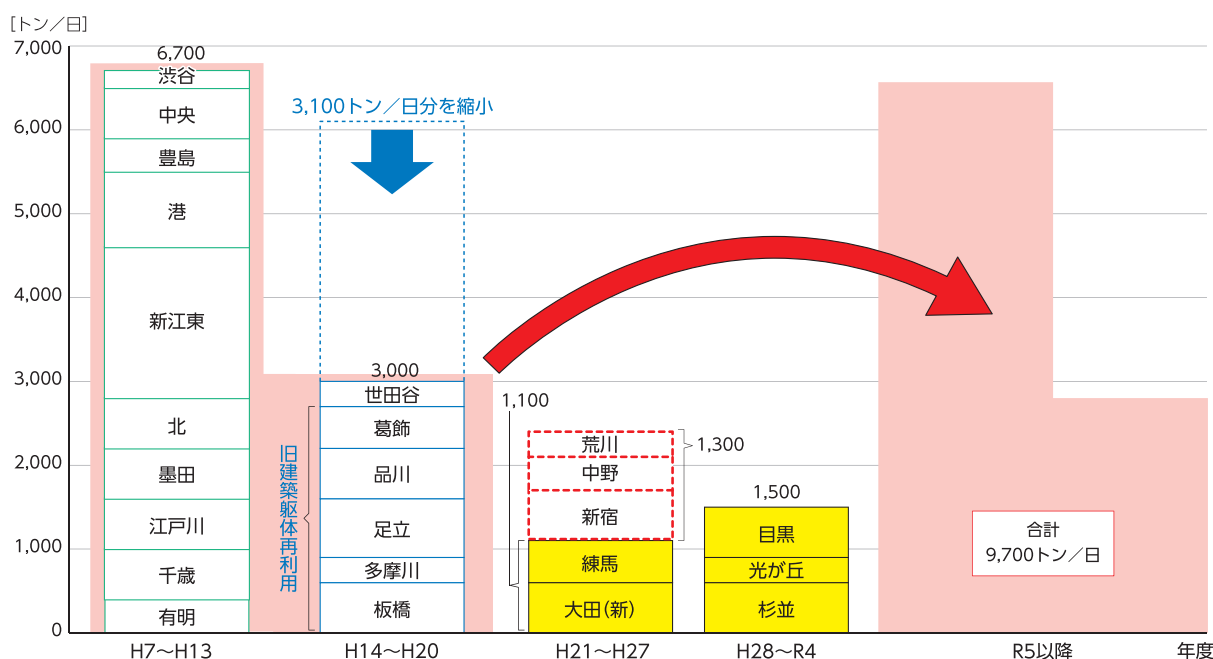


平成9年8月に排ガス中のダイオキシン類濃度に排出基準値が設定されたことから、その対応として平成14年度から20年度の間には6工場をプラント更新し、施設規模にして3,000トン／日が整備されました。なお、この6工場は当時の国庫補助の要件により、灰の溶融固化施設を設置する必要があったことから、プラント更新時に焼却炉の一部を灰溶融炉に置き換えたため、旧工場と比較して3,100トン／日分の施設規模を縮小せざるを得ませんでした。

平成15年7月には、区長会総会にてごみ量減少や危機的な財政状況等を踏まえ、今新たな清掃工場の必要性はないことが確認され、今後の建替え時の余力として平成21年度から27年度の間で計画されていた3工場、施設規模にして1,300トン／日の建設が撤回されました。

平成15年11月の区長会総会にて、当分の間、清掃一組による共同処理を継続することが確認され、初めて23区全体での施設整備計画を考える必要が生じました。その際、地域アンバランスの是正を検討する必要があることも併せて確認されています。

その後、平成7年度より前に建設され、プラントの耐用年数を迎えた清掃工場を随時建て替えてきました。



図－Ⅲ－11 整備時期別の施設規模

(2) 施設整備の現状と整備検討対象工場

図－Ⅲ－12に清掃工場の整備時期を示します。

清掃一組では、プラントの耐用年数をしゅん工後25年から30年程度としており、本計画では赤枠で囲まれた14工場(15施設)が整備検討対象工場となります。

しかし、23区内の清掃工場規模の建替工事を受注した実績のあるプラントメーカーが限られること、また、必要な焼却能力を確保しながら建て替えるため、同時期に建替えができるのは4～5工場程度が限度となります。そのため、短期間に多くの清掃工場を建て替えることはできません。

また、プラント更新を行った板橋、多摩川、足立、品川、葛飾の5工場については、旧工場の建築躯体を再利用していることから、先にしゅん工した清掃工場よりも早く建物の耐用年数を迎えてしまいます。

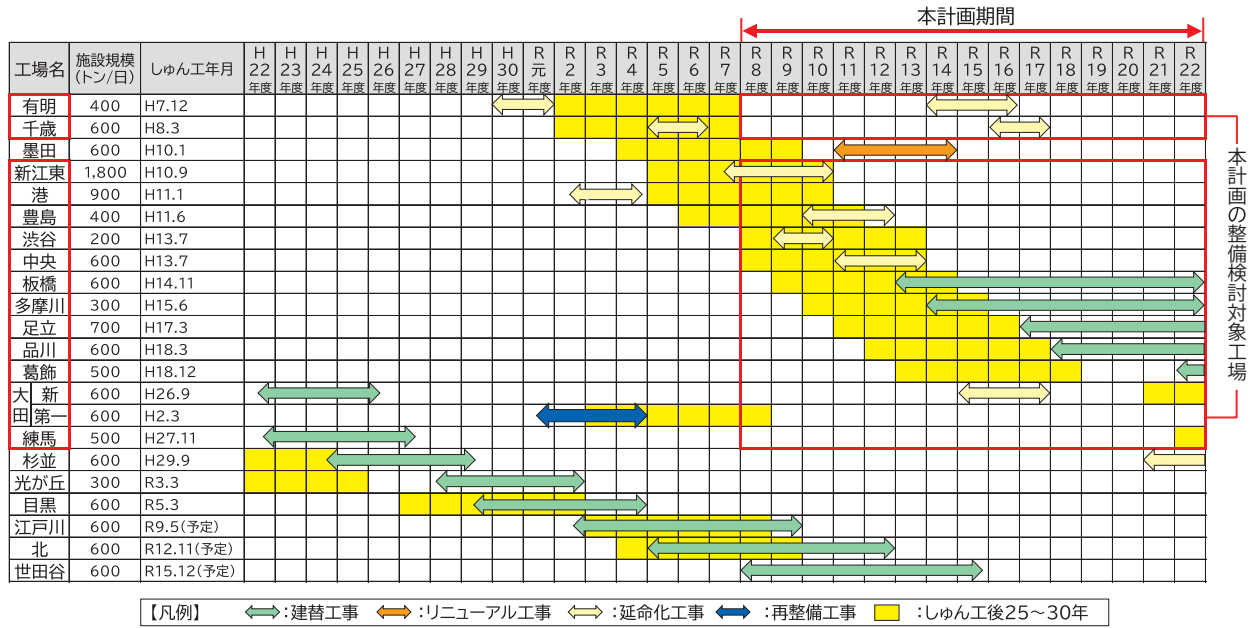


図-Ⅲ-12 清掃工場の整備時期

(3) 建替え時期の分散化

これまでの、施設整備計画策定時に推計した清掃工場処理量を踏まえ、プラントの耐用年数を迎える清掃工場から順次建替えを行ってきました。

しかし、今後は同時期にプラント又は建物の耐用年数を迎える清掃工場が多くなることから、建替えに伴う焼却能力の低下が課題となります。そのため、建替え時期の分散化を図る必要があります。

前計画では、延命化工事によりプラントの耐用年数を10年から15年程度の延伸をする、又は新たな整備手法として導入したリニューアル工事により、建物の耐用年数である50年から60年程度まで工場を使用することで建替え時期の分散化を図りました。

本計画では、延命化工事は整備検討対象工場に限らず実施検討を行い、更なる建替え時期の分散化を図ることとしました。

しかし、現状では同時期に建替えできるのは4~5工場程度が限度であり、既にプラントの稼働年数が25年、又は建物の経過年数が50年に達している清掃工場が複数あることから、建替え時期の分散化には限界があります。(図-Ⅲ-13)

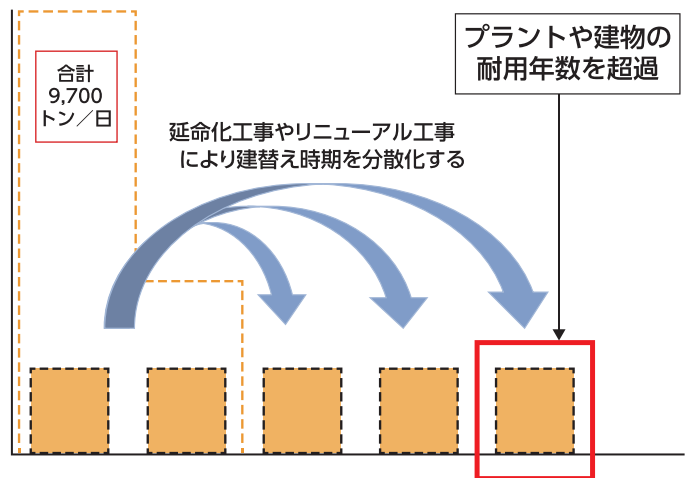


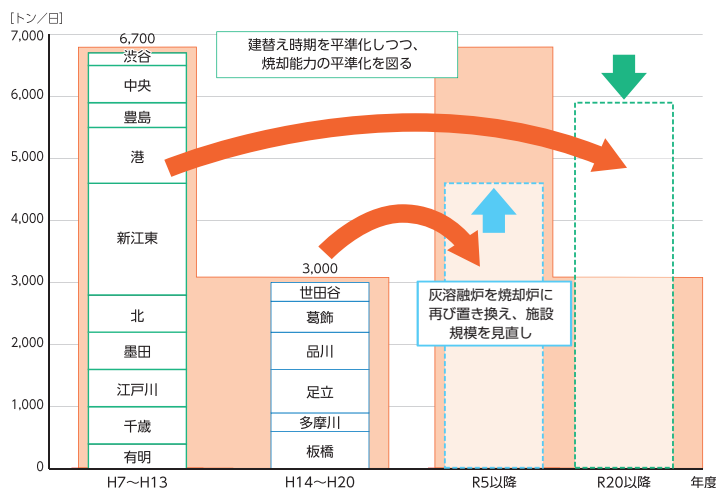
図-Ⅲ-13 建替え時期の分散化のイメージ



(4) 施設規模の見直し

建替え時期の分散化を図りつつ、必要となる焼却能力を確保するためには、建て替える清掃工場の施設規模を見直す必要があります。本計画期間においては、建物の耐用年数を迎える関係から、プラント更新工場を優先的に建て替える必要があるため、プラント更新工場の灰溶融炉を焼却炉に再び置き換えることによる施設規模の見直しを検討しました。

(図－Ⅲ－14)



図－Ⅲ－14

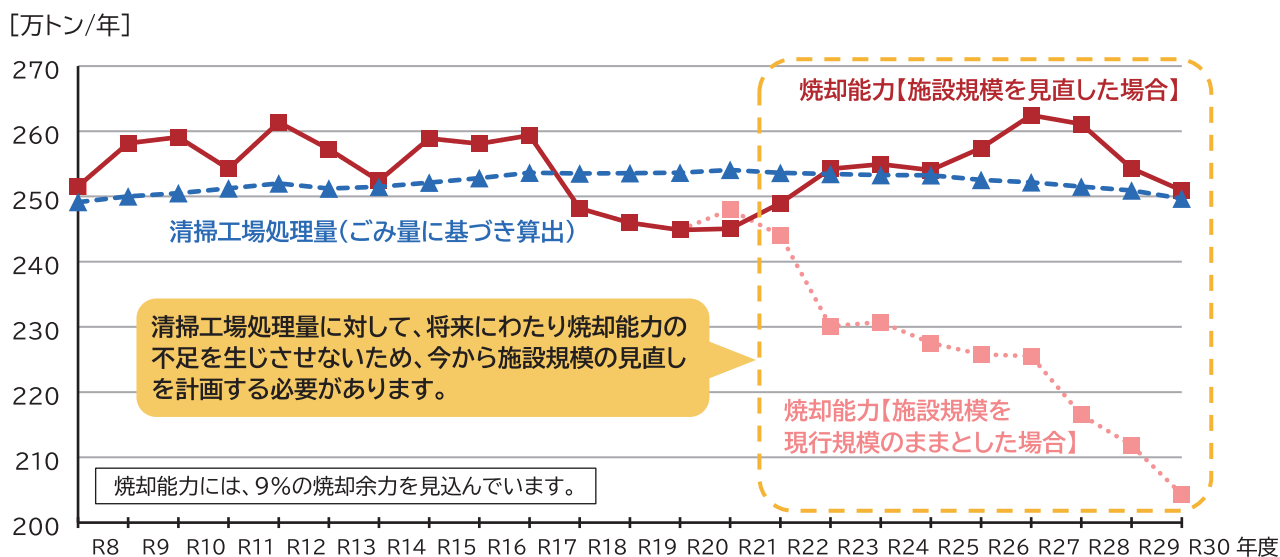
施設規模の見直しと焼却能力平準化のイメージ

(5) 今後の対応

今後、清掃工場の建替工事が重なることによる焼却能力の低下に備えるため、プラント更新工場の灰溶融炉を焼却炉に再び置き換えることによる施設規模の見直しを計画します。この見直しにより、清掃工場処理量（ごみ量に基づき算出）に対して、将来にわたり安定的な焼却能力を確保します。(図－Ⅲ－15)

また、整備時期の分散化や、アンバランスの是正に向けた、各清掃工場の施設規模の平準化を図ることができるようになります。

なお、本計画における施設整備が終了した後も、順次老朽化が進む清掃工場の施設整備が控えていることから、将来の安定的な全量処理体制を確保するため、施設整備を計画どおり着実に進めていかなければなりません。



図－Ⅲ－15 施設規模見直し前後における焼却能力の推移

8 建設工事における費用縮減の取組

「7 施設規模の平準化と安定的な焼却能力の確保」で示したように、今後は清掃事業の区移管前後の時期（平成7年度から平成13年度）に整備された工場の建替工事が重なる時期となるため、これらの工場の施設整備を確実に進めていくことが必要です。しかしながら、建設資材の高騰や労務単価の上昇等による施設整備費の高騰が課題となっており、これまで以上に費用の縮減に努めていかなければなりません。

また、働き方改革関連法を踏まえた工期確保の取組や猛暑日の増加に伴う影響により、建設工事はこれまでよりも長い工期が必要となっています。そのため、今後の清掃工場の建設工事に当たっては、焼却施設としての機能を最重視し、シンプルで合理的な施設建設を目指すことで費用の縮減に努めるとともに、工期に与える影響を小さくするよう取り組んでいきます。

表－Ⅲ－3 建設工事における費用縮減の取組

項 目	取 組
(1) 地下工事の抑制	▶ ごみ搬入路にランプウェイ（傾斜路）を設け、ごみの受入れを行うプラットホームを2階以上に設置し、ごみを貯留するごみバンクの位置を高くすることで地下掘削量を減らし、工事費用を縮減していきます。 ▶ 工場の周辺環境に十分配慮した上で、できるだけ地上部に建物を建設することで地下掘削量の削減を図っていきます。また、その際は高度規制特例措置等の活用を検討し、工場所在区の協力を得ながら取り組んでいきます。
(2) 建築面積の削減と建物の軽量化	▶ 清掃工場の全体計画については、工事費用を縮減するため、効率的な配置や動線計画を検討していきます。 ▶ 合理的な機器配置に努め、工場棟内の壁や床面積の削減を図っていきます。 ▶ 工場棟は屋上設備を少なくし、屋根や壁の重量の低減化により建物にかかる荷重を減らし、建物の軽量化を図っていきます。
(3) 既存躯体等の活用	▶ 既存煙突の外筒については、敷地内の配置計画において問題がなければ再使用影響評価及び健全度等の調査を行い、再使用の可否を検討し、可能な場合は再使用していきます。 ▶ 既存山留や既存躯体等の再活用が可能な場合、再活用することで工事費用の縮減を図っていきます。
(4) その他	▶ 見学者設備や見学通路はシンプルかつ効率的なものとし、環境問題や環境意識の啓発に努めていきます。 ▶ 緑化については、地表部を中心とした構内緑化を充実させるよう計画していきます。 ▶ 清掃工場は、災害時には東京都との「災害時における施設使用等に関する協定」に基づき、東京都（警察、消防等）や自衛隊の大規模救出救助活動拠点となるため、必要な環境を整備していきます。

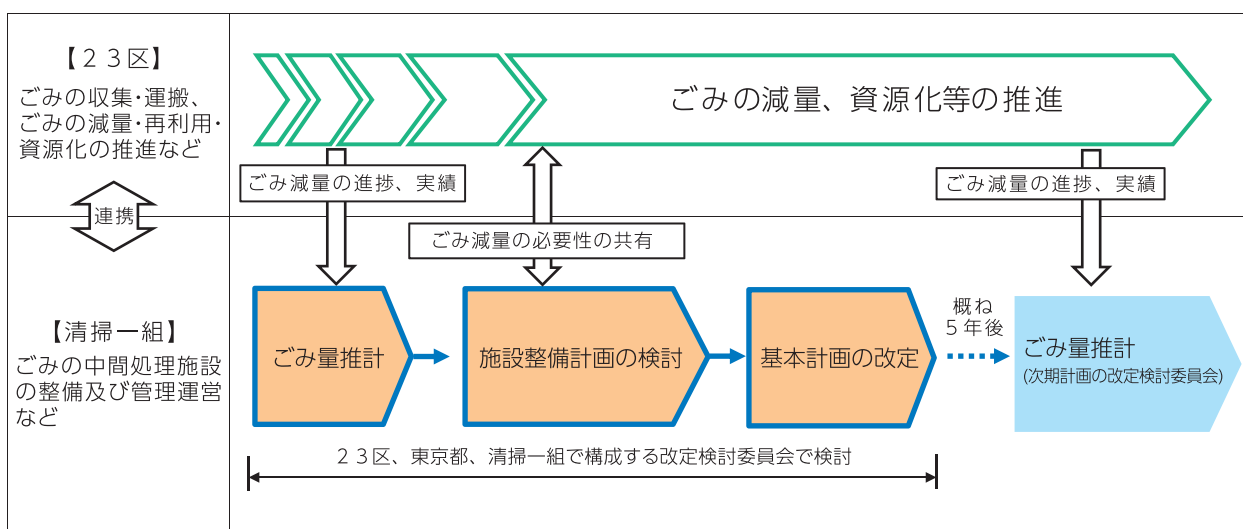


9 施設整備計画の策定とごみ量

清掃一組の清掃工場の施設整備計画は、23区の衛生的な生活環境の維持を目的として、発生するごみを将来にわたって安定的に全量処理できる体制を確保できるものとしなければなりません。

検討に当たっては、23区と清掃一組が相互に連携し、ごみの減量や資源化等の進捗状況を共有するとともに、実績ごみ量から推計した将来のごみ量に基づき施設整備計画を策定していきます。計画は概ね5年ごとに適時見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に適時見直しを行うことで、将来にわたって、ごみ量に対して過大・過小とならない焼却能力を確保する施設整備計画を推進していくことを可能としています。（図－Ⅲ－16）

なお、次期計画（第7次一廃計画）の計画期間は令和12年度からとする予定です。



図－Ⅲ－16 施設整備計画の策定とごみ量

IV

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備

1 不燃ごみ及び粗大ごみの処理量の推移

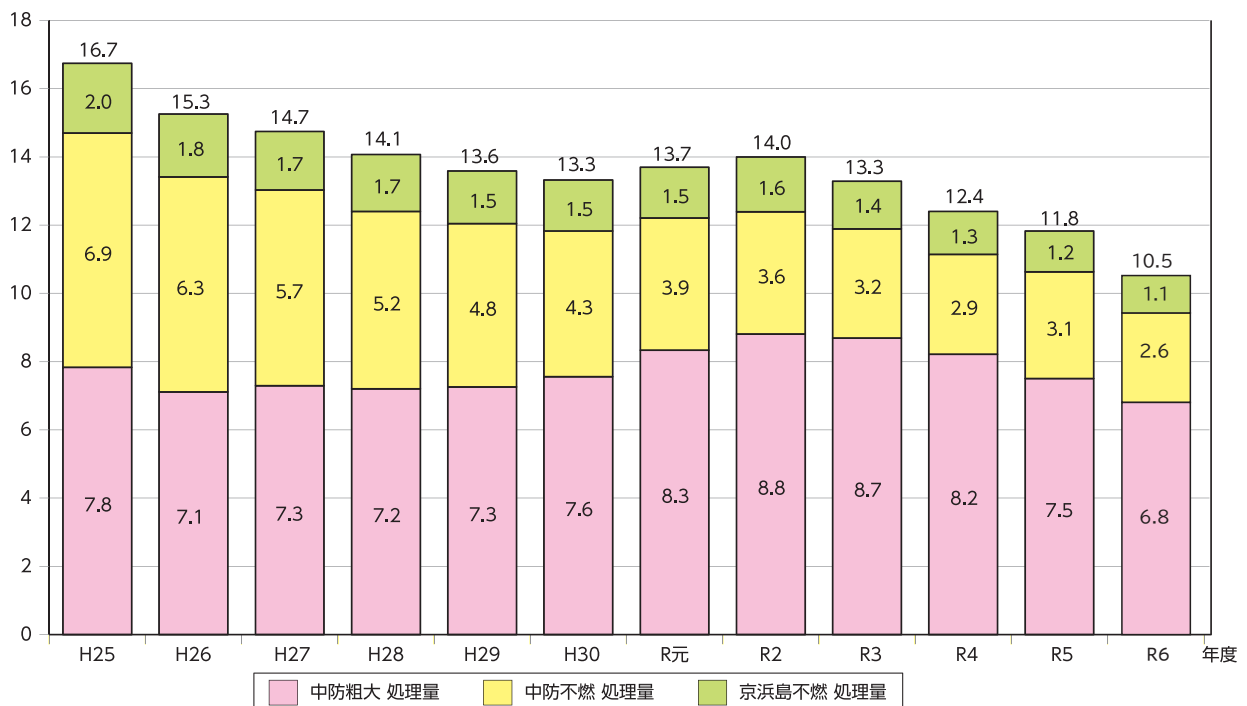
不燃ごみ及び粗大ごみの処理量の推移は、図－Ⅳ－１に示すとおりです。

不燃ごみの処理量は、民間事業者を活用した資源化や、平成25年の小型家電リサイクル法の施行に伴う小型家電の回収等、各区が実施する資源化施策により、減少傾向にあります。

粗大ごみの処理量は、各区において金属製品等のピックアップ回収を実施していますが、内訳として布団や家具などが多くを占めており、概ね横ばいで推移しています。

※ 令和2～3年度については、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等の影響による人口の流出や断捨離などの影響が考えられ、粗大ごみ量が増加しています。

単位：万トン



図－Ⅳ－１ 不燃ごみ及び粗大ごみの処理量の推移

2 各施設の現状と課題

(1) プラント施設の現状と課題

不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設の現状と課題を表－Ⅳ－１に示します。

中防不燃ごみ処理センター第二プラント及び京浜島不燃ごみ処理センターは、摩耗・腐食環境下で不燃ごみの処理を行っているため、計画的な維持管理による機能維持を図っていく必要があります。また、当初は大量の不燃ごみを全量破碎し、減容化するために整備された施設のため、資源回収や可燃物と不燃物の分離回収を徹底して行うには限界があります。

粗大ごみ破碎処理施設は、受入・搬出ヤードの粉じん対策が十分でないことや、しゅん工から40年以上が経過し建屋の一部に老朽化が見られます。また、非鉄金属の回収設備がないことや、設備配置上の制約から作業効率が低下しています。



表Ⅳ-1 プラント施設の現状と課題

項目		中防不燃ごみ処理センター 第二プラント	京浜島不燃ごみ処理センター	粗大ごみ破碎処理施設
規模		48トン/時×2系列	8トン/時×4系列	32.1トン/時×2系列
しゅん工年月		平成8年10月	平成8年11月	昭和54年6月
処理量※		25,556トン	11,136トン	68,460トン
資源回収量※	鉄	1,403トン	2,072トン	11,828トン
	アルミ	350トン	379トン	—
劣化の程度		・建屋コンクリートや基礎部にクラック、鉄骨に劣化の進行が見られている。 ・コンベヤ等の摺動部の摩耗。 ・機器類の経年劣化。	・建屋コンクリートにクラック、屋上防水に劣化の進行が見られ、床面等が破損している。 ・コンベヤ等の摺動部の摩耗。 ・機器類の経年劣化。	・建屋コンクリートや基礎部にクラック、ヤードの外壁に劣化の進行が見られている。 ・破碎機以降の設備は露天設置のため風雨による腐食がある。
環境的課題		・搬入ヤードは屋根のみで屋外のため、臭気・騒音・振動対策が不十分。	・特になし	・受入・搬出ヤードは屋根のみであり屋外のため、粉じん飛散の可能性がある。
設備の課題		・リチウムイオン電池などの二次電池やスプレー缶による発火により、設備が損傷する火災が増えている。 ・不燃物の処理は2系統で行っているが、搬出系統は共通の1系列しかないため、点検等の際は両系列を停止しなければならない。 ・資源回収能力向上改造を行ったが、改善には限界がある。	・リチウムイオン電池などの二次電池やスプレー缶による発火により、設備が損傷する火災が増えている。 ・不燃ごみの性状変化により、施設の大半を占めるガラスびん色選別設備は使用されていない。 ・資源回収能力向上改造を行ったが、改善には限界がある。	・リチウムイオン電池などの二次電池による発火により、設備が損傷する火災が増えている。 ・鉄以外の資源回収設備がない。 ・破碎の処理は2系統で行っているが、破碎機が同一建屋内に設置され、破碎後のコンベヤも共通の1系列しかないため、点検等の際は両系列を停止しなければならない。

※令和6年度実績

(2) 別途処理が必要な廃棄物の処理設備の現状と課題

不燃ごみ・粗大ごみには、前処理しないと処理プラントに投入できないものや、破碎処理をせずに別途処理しているものがあります。現在、道路公園の清掃ごみは、不燃ごみ・粗大ごみ及び土砂等に分けるための選別処理をしています。

また、畳及び大きなサイズの皮革等は裁断処理、スプリングマットレスは破碎して鉄分の回収を行っています。

このうち、道路公園ごみの選別と皮革等の裁断処理は、東京都が管理する最終処分場内の一部を借り受けて作業していましたが、新施設稼働後は敷地内に設置します。

(3) 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事について

令和5年9月末から、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの建築物・プラント設備等を解体・撤去し、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備しています。

本工事は既存の粗大ごみ破碎処理施設と中防不燃ごみ処理センター第二プラントを稼働させながら実施しています。

V

最終処分量削減の取組

1 焼却灰の資源化

(1) セメント原料化

焼却灰をセメントの原料のひとつである粘土の代替原料として使用します。

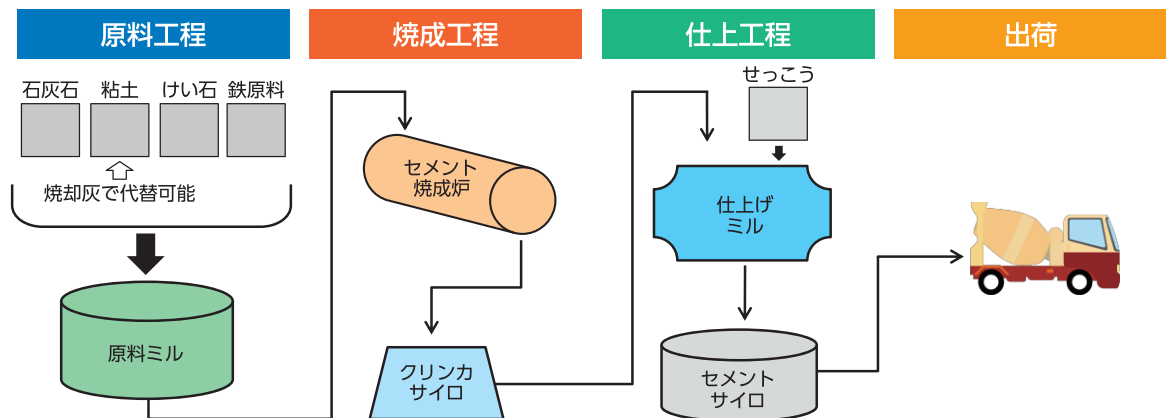


図-V-1 セメント製造工程

(2) 徐冷スラグ化

焼却灰を還元溶融処理にて徐冷スラグを製造し、有効利用します。徐冷スラグは焼却灰を高温（1,200℃以上）で溶融した後、時間をかけて冷却してできる塊状のもので、天然石と類似する組成になります。使用先のニーズに応じた粒度調整ができる特徴を備えており、地盤改良材、道路・コンクリート用骨材等に使用されています。

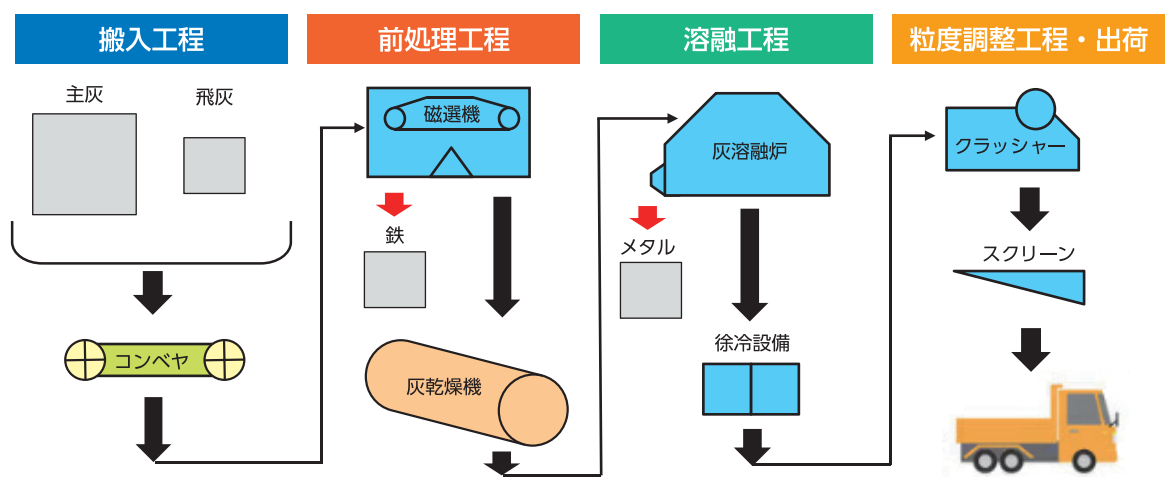
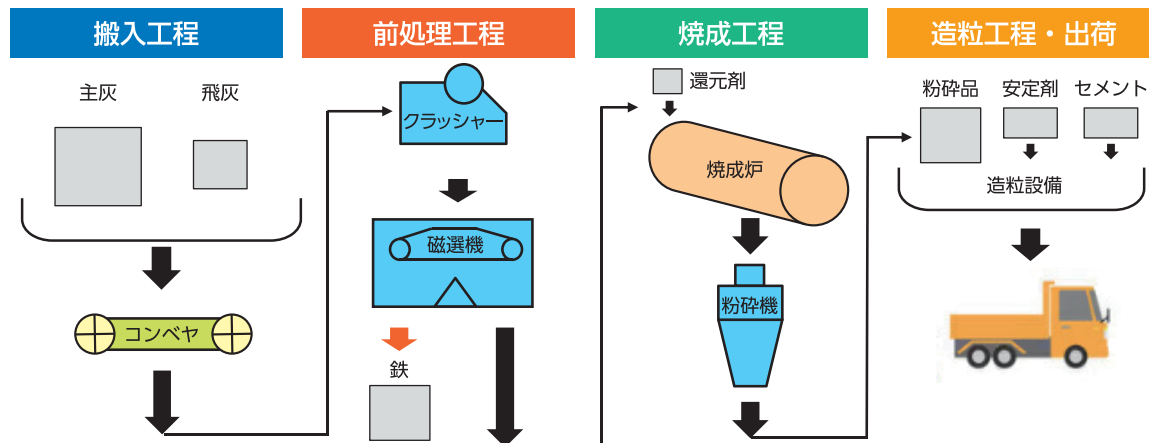


図-V-2 徐冷スラグ製造工程



(3) 焼成砂化

焼却灰を焼成・造粒にて焼成砂を製造し、有効利用します。製造の工程は、焼却灰に還元剤を混合して高温（約1,000℃）で焼成処理することで重金属等の有害物質を除去し、造粒を経て、生成となります。主に路盤材、埋め戻し材として使用されています。



図－V－3 焼成砂製造工程

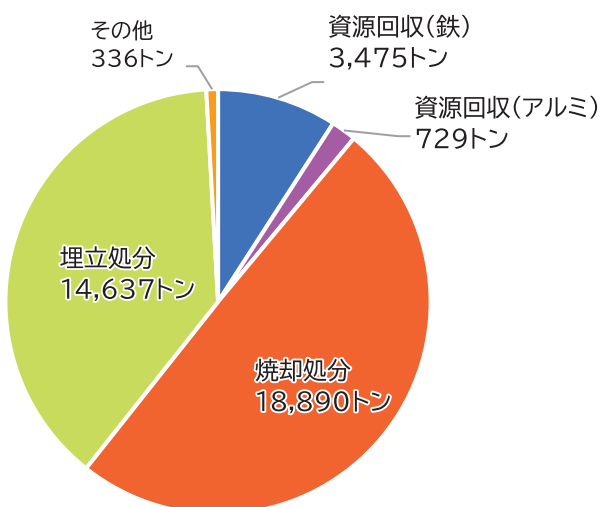
2 不燃ごみ・粗大ごみの処理

(1) 不燃ごみ・粗大ごみの残さの処理

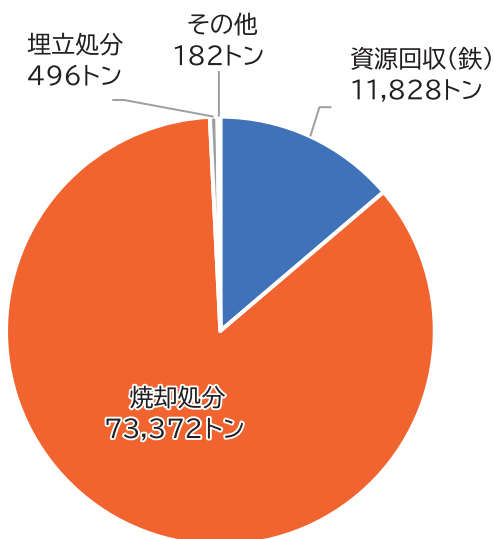
不燃ごみは中防不燃ごみ処理センター及び京浜島不燃ごみ処理センターで処理しています。処理においては、できる限り細かく碎いて資源として鉄とアルミニウムを回収し、陶磁器くず等の不燃物を除去します。処理後の残さは、可燃物が多く含まれているため、清掃工場で焼却処理しています。

粗大ごみは粗大ごみ破碎処理施設で処理しています。不燃ごみと類似した処理を行っているほか、除湿機や羽毛布団等も資源として回収しています。

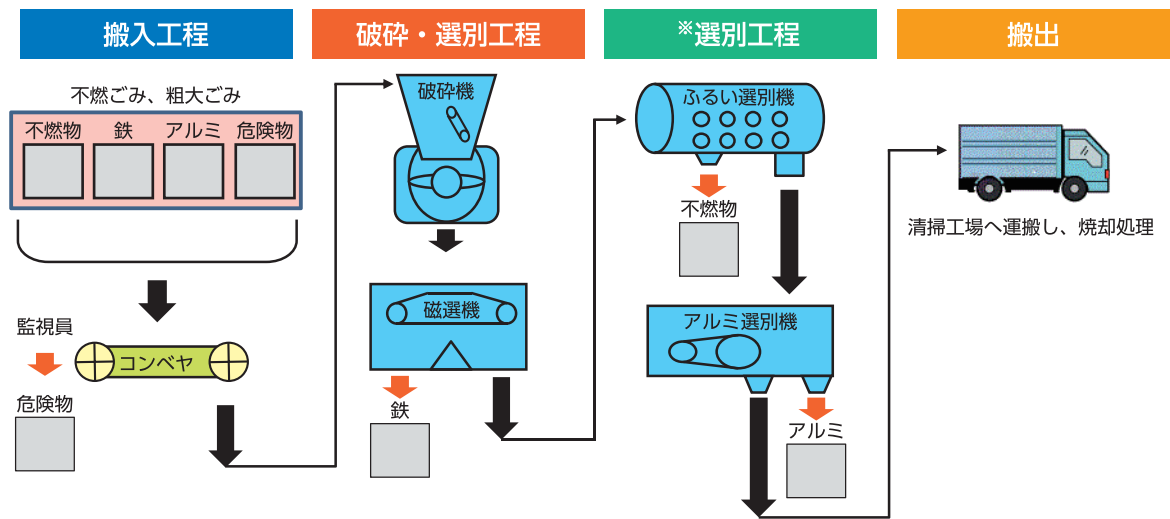
不燃ごみ処理センター（中防、京浜島）



粗大ごみ破碎処理施設



図－V－4 不燃ごみ・粗大ごみの処理方法内訳（令和6年度）



※ 粗大ごみは、「選別工程」の処理は行っていないが、鉄、除湿機、羽毛布団等を資源として回収しています。

図-V-5 不燃ごみ・粗大ごみ処理工程

(2) 中防不燃・粗大ごみ処理施設における資源等の選別の徹底

令和10年度に稼働予定の中防不燃・粗大ごみ処理施設は、不燃ごみ・粗大ごみの破碎選別処理を行う施設です。ごみ処理過程での選別精度を向上させて、資源の更なる回収を行うとともに、混入している可燃物を可能な限り回収し、清掃工場で焼却処理することで最終処分量の削減を図ります。



VI

ごみ減量の可能性

1 国の動向（令和7年10月現在）

（1）第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次となる循環型社会形成推進計画（令和6年8月）では、地域における循環型社会の形成において、地方公共団体に期待される役割として、廃プラスチックの3Rの推進、繊維類のリペア等による長寿命化の促進、小型家電の店舗回収の啓発といったライフサイクル全体での徹底的な資源循環の取組の推進などを挙げています。

そのほか、適正処理の更なる推進と環境再生のために、廃棄物の分別収集の徹底や、一般廃棄物処理の有料化などによる廃棄物の減量化を求めています。

〔プラスチック・廃油〕

- ・「プラスチック資源循環戦略」「プラスチック資源循環促進法」に基づく廃プラスチックの3R推進
- ・ライフサイクル全体を通じた再生材・再生可能資源の普及促進
- ・持続可能な航空燃料（SAF）普及促進のための体制構築、研究開発や設備導入支援など

〔バイオマス〕

- ・地域特性に応じたバイオマスの総合的な利用の促進
- ・食品ロス削減の国民運動
- ・食品廃棄物等の不適正処理対策と食品リサイクルの取組

〔二次電池・小型家電（ベースメタル・レアメタル）〕

- ・小型二次電池の生産者による安全な回収及び再資源化の推進
- ・有害使用済機器の適正な処理及びリサイクルの推進
- ・関係主体による安全性・資源性・経済性の達成が可能な回収網の充実化
- ・有用金属回収の観点も含めた適正なリユース・リサイクル・処分のためのシステム構築

〔繊維製品〕

- ・使用済衣類の利用促進に向けた長寿命化の促進、官民連携ルール作りの検討
- ・「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の普及

第五次循環型社会形成推進基本計画 抜粋

（2）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月1日施行）

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等へ対応を契機として、国内のプラスチックの資源循環の促進の重要性が高まっていることから、プラスチックの包括的な資源循環体制（3R+Renewable）を強化する必要があります。

〔主な措置内容〕

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に関する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要 抜粋

2 東京都の動向

(1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画

令和8年3月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」では、2035年に向けて、「資源の大消費地である東京の責務として、CO₂排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラーエコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保を目指していく」こととし、計画推進に向けて、今後、都が展開する施策強化の方向性について提示するため、計画を支える3つの柱と10の施策領域を以下のとおり設定しています。

表－Ⅵ－1 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の施策体系

3つの柱	施策領域
① 資源ロス削減と循環利用の強化・徹底	領域1 重点対策分野における包括的な資源循環施策の展開
	領域2 2R(リデュース・リユース)を基調としたライフスタイルへの転換
	領域3 廃棄物の循環利用の更なる促進
② 持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革の加速	領域4 資源循環の機運醸成と時代に対応した新たな仕組みづくり
	領域5 多様な主体との連携・協働の促進
	領域6 持続可能な資源利用の主流化
③ 社会課題に対応した強靱で安定的な廃棄物処理システムの確保	領域7 社会構造の変化に対応した廃棄物処理システムの更なる充実・強化
	領域8 資源循環・廃棄物処理の基盤を成す適正処理の確実な遂行
	領域9 災害廃棄物対策の一層の推進
	領域10 廃棄物処理システムの脱炭素化とシナジー施策の展開

(「東京都資源循環・廃棄物処理計画」抜粋)



（２）プラスチックの持続可能な利用について

令和元年10月にプラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について東京都廃棄物審議会から東京都知事への最終答申が示されました。この答申では、短期的に対応しなければならないだけでなく、2050～2100年を見据えた、Goal（長期的な方向性）と Target（長期的な方向性）に向けて、現実を踏まえた目標）を踏まえてとりまとめられました。

令和元年12月には、東京都のプラスチック削減プログラムが策定され、必要性の低い、使い捨てプラスチックの大幅削減を促す仕組みとプラスチック製品・容器包装の再使用・再利用の推進及び再生プラスチックの利用拡大を図ることとなっています。

表－Ⅵ－２ プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について 最終答申から抜粋

課題	21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿	当面、都が取り組むべきプラスチック対策
・CO₂実質ゼロのプラスチック利用への転換 ・海洋へのプラスチックごみの流出防止 ・国内外での廃プラスチックの不適正処理防止及び適正なリサイクルの推進	・ゼロ・ウェイディング -新規資源投入量の最小化 -リユース及び水平リサイクルの徹底 -環境中への排出はゼロ ・長期的にエネルギーや各種資源の利用のあり方を大きく変革していく必要があり、プラスチックについても化石燃料への依存度を低減し、省エネルギー・省資源に資する「持続可能な、価値ある素材」としていく。 ・バイオマスは再生速度の範囲かつ持続可能性に配慮	1) ワンウェイプラスチックの削減 2) 再生プラスチック及びバイオマスの持続可能な利用促進 3) 循環的利用の推進・高度化 ①容器包装リサイクル法等によるリサイクルの徹底 ②事業者による効率的な回収の仕組みの構築支援 ③事業系廃プラスチックのリサイクルの推進 4) 廃プラスチックの適正な処理・有効利用を確保するための緊急的対応 5) 散乱防止・清掃活動を通じた海洋ごみ発生抑制 6) 国際的な連携 7) 2020年東京大会を機とした取組

(3) 2050年ゼロエミッションに向けて

令和元年に、宣言されたCO₂排出実質ゼロに貢献する「2050年ゼロエミッション東京」に基づき、東京都は目標実現に向けた具体的な取組とロードマップとして、令和7年3月に「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定しました。従来目標の2030年温室効果ガス削減量50%の先を見据えて、目標実現のための実効性のある取組として10の政策と8の重点プロジェクトを策定しました。

このうち、「サーキュラーエコノミーへの移行 プラスチック対策」では、2035年に家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量を50%削減（2017年度比）することが目標として掲げられています。

表Ⅵ-3 「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」の政策

10の政策	8の重点プロジェクト
政策1 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	重点1 次世代ソーラーセルの普及拡大 重点2 浮体式洋上風力の拡大
政策2 ゼロエミッションビルの拡大	重点3 既存住宅断熱倍増
政策3 ゼロエミッションモビリティの推進	
政策4 水素エネルギーの普及拡大	重点4 身近な場所でいつでも充電できる ZEV 充電インフラを構築 重点5 全国と力を合わせ広げるグリーン水素利活用の輪
政策5 サークュラーエコノミーへの移行 (持続可能な資源利用・ プラスチック対策・ 食品ロス対策の推進)	重点6 太陽光パネルのリサイクルによる、資源循環の推進
政策6 フロン対策	
政策7 気候変動適応策の推進	重点7 より暑くなる将来への備え。暑さに適応する都市・東京を目指して
政策8 都庁の率先行動	
政策9 あらゆる主体との連携	
政策10 ゼロエミッション東京の実現を支える基盤づくり(ファイナンス等)	重点8 脱炭素社会をけん引する次世代人材を育成
「2050年代のビジョン」 →脱炭素社会を実現し、世界のネットゼロ達成に大きく貢献 「2035年に向けた政策の方向性」 →再エネ実装や省エネ強化等の加速により、脱炭素化とエネルギー安定供給を実現 →脱炭素の切り札として、グリーン水素の社会実装化を加速 →気候変動の影響を最小限に抑えるため、あらゆる分野で適応策を推進	

(「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」抜粋)



なお、東京都は2030年カーボンハーフ実現に向けて、都内の全ての中小規模事業所に対して更なる省エネと再エネの利用を促進するため、環境確保条例を改正し、2030年度における省エネ及び再エネ利用に関する目標・計画の策定、達成状況の報告を義務付けました。

表－Ⅵ－4 2030年カーボンハーフに向けた達成水準

2030年度の達成水準		
省エネ	事業者の取組	都内の全事業所の合計エネルギー使用量を35%削減（原則2000年度比）
	事業所の取組	都内の全事業所のうち、ベンチマーク適合事業所の全てのエネルギー使用原単位が都のベンチマークのレンジA※
再エネ利用	事業者の取組	都内の全事業所の電気使用量のうち再エネ電力の割合が50%
	事業所の取組	都内の全事業所のうち再エネ電力100%事業所の割合が20%

※ オフィス、テナントビル、物販店等がベンチマーク適合事業所に該当する。2018年度の都内同業種区分のベンチマーク適合事業所のエネルギー使用原単位平均値を基準にして、ベンチマーク適合事業所のエネルギー使用原単位が80%以下であればレンジAとなる。

（東京都 地球温暖化報告書作成ガイドラインを元に作成）

コラム

ごみを燃料にして飛行機を飛ばす

S A F（サフ）：持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel）

現在、飛行機に使用しているジェット燃料は原油から精製されていますが、S A Fは、廃食油やサトウキビなどのバイオマス燃料を用いて生産されます。今後は、社会生活で生じる都市ごみを用いたS A Fの生産が期待されています。

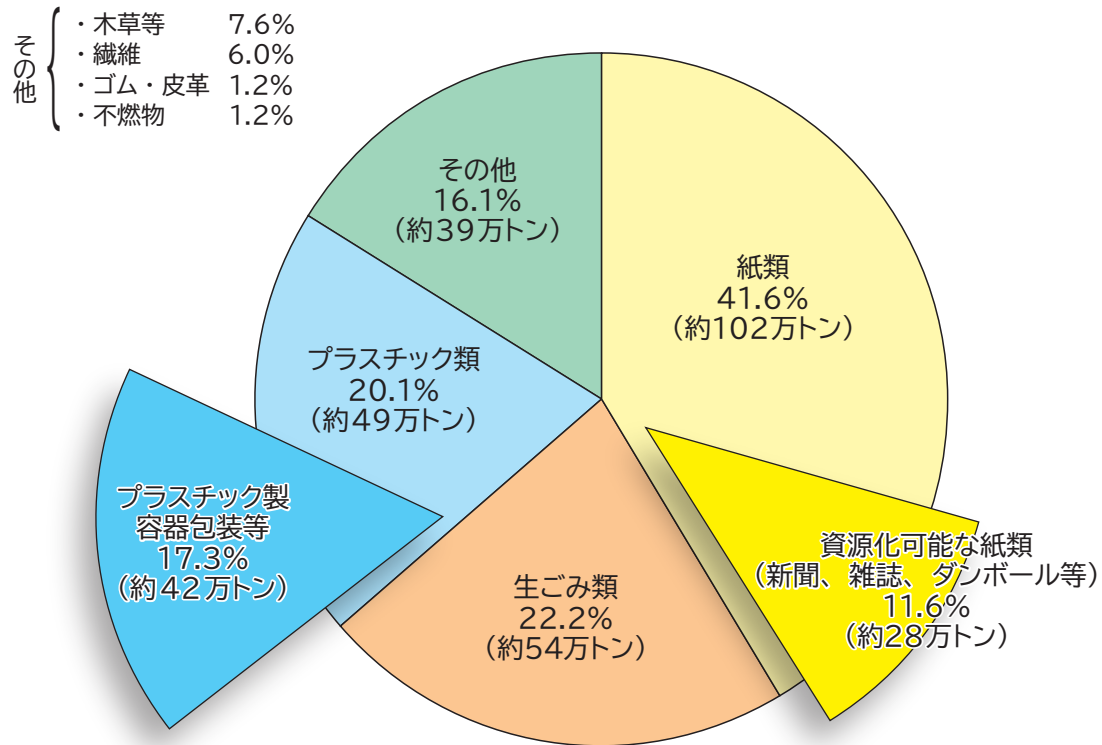


S A Fは、廃棄物や再生エネルギーを原料としているため、ジェット燃料と比較して、約60～80%のCO₂削減効果があります。航空分野では、S A Fの使用がCO₂削減に最も効果が高いとされています。23区に所在する東京国際空港（羽田空港）においても、2030年までに航空燃料のうち10%のS A F供給が求められています。

東京都では、都市ごみを用いたS A Fの生産を事業者と検討しています。清掃一組でも、新しい「ごみの資源化」に向けて東京都の検討に協力していきます。

3 ごみの性状から見たごみ減量の可能性

令和6年度の清掃工場に搬入されたごみの内訳は図－Ⅵ－1に示すとおりです。紙類、生ごみ等及びプラスチック類で、清掃工場に搬入されたごみ全体の8割以上を占めています。ごみ減量においては、これらのごみをどのように削減していくかが鍵となります。



※ 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

図－Ⅵ－1 令和6年度清掃工場 ごみ性状調査結果(全工場の平均値)

紙類には、新聞紙、雑誌、ダンボール等の資源化可能なものが約11.6%含まれています。

また、プラスチック類には、容器包装に該当すると思われるプラスチック容器及びプラスチック製品が約17.3%含まれています。これらのごみには、汚れの付着等によって資源化に適さないごみも含んでいますが、分別・資源化の取組の推進によるごみ減量が期待できます。また、生ごみ等は、国等が提唱している食品ロスの減量化についても取り組むことで、更なるごみ減量が期待できます。

今後は、ごみ減量へのインセンティブが働くような制度構築を目指し、23区、東京都及び清掃一組が連携しながら、より実効性のあるごみ減量施策を検討、推進していく必要があります。



コラム

最終処分場を1日でも長く使うために② ～ごみ減量に向けた清掃一組の啓発活動～

23区の埋立処分場は、東京湾に東京都が設置し、管理しています。

現在、埋立作業が行われている新海面処分場は、23区の最後の埋立処分場となるため、一日でも長く使えるようにする必要があります。

そのためには、区民の皆様によるごみの減量や資源化の取組がとても大切となります。

23区におけるごみの中間処理は、清掃一組による共同処理を行っています。23区の清掃事業の一翼を担う清掃一組は、その役割を果たすため、ごみ減量に向けた啓発や共同処理への理解を広める活動として、以下の取組などを23区と連携して行っています。

◆清掃工場の見学受入れ



工場見学では、清掃工場の仕組みの紹介に加え、3Rと適正な分別の大切さをお伝えしています。

◆区民との意見交換会



事業に関する関心の高い事項や時事に関する事項をテーマに、意見交換会を行っています。

◆環境フェア等、各区との協同によるイベントの開催又は出展



ごみ収集車の見学やごみを再利用する工作体験等、参加した方の清掃事業に対する関心が高まる内容をご用意しています。

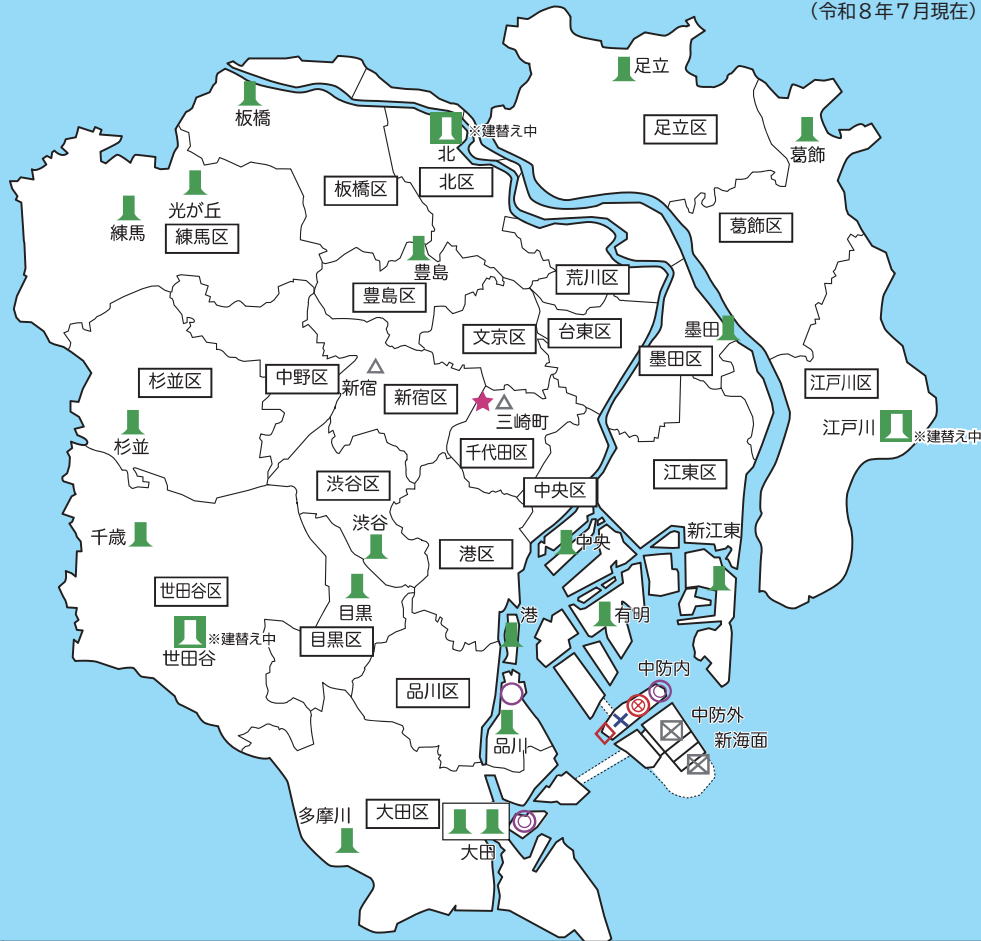
◆広報用印刷物の発行



清掃一組と23区等で行われている清掃事業全体をご理解いただけるよう、各種パンフレットを作成しています。

施設配置図及び施設一覧

(令和8年7月現在)



凡例

■ 清掃工場(可燃)

○ 清掃作業所(し尿)

⊗ 中防不燃・粗大ごみ処理施設(建設中)

◎ 不燃ごみ処理センター

◇ 中防灰溶融施設(休止)

△ 中継所(不燃)[所在区所管]

× 粗大ごみ破碎処理施設

★ 清掃一組 本庁舎

☒ 埋立処分場[東京都所管]

工場名	しゅん工 年 月	規 模 (トン/日×炉数)
有 明	平成 7年 12月	200トン×2炉
千 歳	平成 8年 3月	600トン×1炉
墨 田	平成10年 1月	600トン×1炉
新江東	平成10年 9月	600トン×3炉
港	平成11年 1月	300トン×3炉
豊 島	平成11年 6月	200トン×2炉
渋谷	平成13年 7月	200トン×1炉
中 央	平成13年 7月	300トン×2炉
板 橋	平成14年 11月	300トン×2炉
多摩川	平成15年 6月	150トン×2炉

工場名	しゅん工 年 月	規 模 (トン/日×炉数)
足 立	平成17年 3月	350トン×2炉
品 川	平成18年 3月	300トン×2炉
葛 飾	平成18年 12月	250トン×2炉
大 田	(新) 平成26年 9月	300トン×2炉
	第一 平成 2年 3月	200トン×3炉
練 馬	平成27年 11月	250トン×2炉
杉 並	平成29年 9月	300トン×2炉
光が丘	令和 3年 3月	150トン×2炉
目 黒	令和 5年 3月	300トン×2炉

施 設 名	しゅん工 年 月	規 模
中防不燃ごみ処理センター第二プラント	平成 8年 10月	48トン/時×2系列
京浜島不燃ごみ処理センター	平成 8年 11月	8トン/時×4系列
粗大ごみ破碎処理施設	昭和54年 6月	32.1トン/時×2系列
品川清掃作業所	平成11年 1月	100トン/日